

第1日目（8月31日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。ただいまから令和2年9月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため早退の届けが出ておりますので報告いたします。また、雪国新聞より写真撮影の願い、フリージャーナリスト黒岩揺光氏より写真撮影及び録音の願いが出ていますので、これを許可します。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号21番・牧野晶君及び議席番号22番・阿部久夫君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日8月31日から9月17日までの18日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日8月31日から9月17日までの18日間と決定いたしました。

○議 長 表彰伝達式のため、暫時休憩いたします。

[午前9時31分]

○議 長 休憩を閉じ、これより表彰伝達式を行います。

[午前9時33分]

○議 長 この表彰は全国市議会議長会表彰規程に基づき、表彰を受けるものであります。被表彰者の氏名を事務局長に朗読させます。

○議会議務局長 それでは、被表彰者のお名前を朗読させていただきます。なお、敬称は略させていただきます。

全国市議会議長会表彰規程に基づき、表彰を受けた者、市議会議員在職10年以上表彰として塩谷寿雄、黒滝松男、小澤実、鈴木一、桑原圭美、以上5名の方が表彰を受けられました。誠にありがとうございます。

最初に、塩谷寿雄議員、前のほうへお進みください。

○議 長 表彰状 南魚沼市 塩谷寿雄殿。あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第96回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和2年5月27日、全国市議会議長会会長 野尻哲雄 代読。

[拍手]

○議会事務局長 黒滝松男議員、前のほうへお進みください。

○議長 表彰状 南魚沼市 黒滝松男殿。以下同文であります。

〔拍手〕

○議長 ここで副議長と交代します。

○議会事務局長 小澤実議員、前のほうへお進みください。

○副議長（鈴木 一君） 表彰状 南魚沼市 小澤実殿。以下同文。

〔拍手〕

○副議長 ここで議長と交代します。

○議会事務局長 鈴木一議員、前のほうへお進みください。

○議長 表彰状 南魚沼市 鈴木一殿。以下同文でございます。

〔拍手〕

○議会事務局長 桑原圭美議員、前のほうへお進みください。

○議長 表彰状 南魚沼市 桑原圭美殿。以下同文でございます。

〔拍手〕

○議会事務局長 おめでとうございました。改めて皆様の拍手をお願いいたします。

〔拍手〕

ありがとうございました。ここで、市長より祝辞をお願いいたします。

○市長 祝辞を述べさせていただきます。本日ここに全国市議会議長会表彰をお受けになりました、塩谷寿雄議員、黒滝松男議員、小澤実議員、鈴木一議員、桑原圭美議員に対しまして、市民とともに心からお祝いを申し上げ、長年にわたり市の発展にご尽力を賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

このたび表彰を受けられました皆様は、その円満なる人格と市政に対する熱意により、市民の厚い信頼を受けられ、長年にわたり議員としてご活躍いただいております。それぞれの皆様のご功績については、この場では割愛をさせていただきますが、皆様が豊かな見識と卓越した手腕をもって、議会の円滑な運営に努められ多大なご貢献をされているとともに、市政の健全なる発展のために終始一貫してご努力賜りましたことに、深く敬意を表する次第でございます。

地方自治体においては、人口減少、雇用対策、移住定住促進といった、あまたある地域社会の課題に取り組むことが求められておりまして、自治体独自の取組がますます重要になる時代となりました。地方自治の健全なる発展のため、地方議会が果たすべき使命もますます重大になってきていると思っております。表彰を受けられました皆様に当たっては、今後ともご自愛いただきまして、南魚沼市の発展のために、さらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

このたびは、私も平成21年の選挙でここにいらっしゃる皆さんと一緒にバッジをつけさせていただいたという思いもあって、格別なものを感じております。このたびの受賞を心からお祝い申し上げます、市民を代表しての祝辞とさせていただきますと思います。

令和2年8月31日、南魚沼市長 林茂男。本日は誠にありがとうございます。

○**議会事務局長** ありがとうございます。

それでは、被表彰者を代表いたしまして、塩谷寿雄議員より謝辞をお願いいたします。

○**塩谷寿雄君** おはようございます。9月定例会の初日、貴重なお時間をいただきまして表彰していただきました。感謝申し上げます。ありがとうございます。また今、市長からは過分なるお言葉をいただきましてありがとうございます。

今ほど市長もおっしゃったとおり、平成21年に初当選をし、約11年という年月が過ぎました。市長もその当時同期でありまして、21年会という会をつくりまして勉強会をしたり、食事等を何回もした記憶を今、思い出します。11年という間、非常に長い時間ではありましたが、過ぎてしまえば短かったというふうに思っております。

今後もまた市民の負託に応え、しっかり市政に邁進し、議会を盛り立てていきたいと思っております。また、本日ご臨席の皆様のご健康、ご隆盛をご祈念申し上げ、コロナ禍であります、早くこのコロナ禍が終わりますこともご祈念申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。貴重なお時間を本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○**議会事務局長** ありがとうございます。なお、ただいま表彰を受けられました5名の方におかれましては、去る4月22日に北信越市議会議長会より、同様の表彰を受けられましたので、この場をお借りしご報告申し上げます。

○**議長** おめでとうございます。改めて皆様の拍手をお願いいたします。

〔拍手〕

以上で、表彰伝達式を終わります。

○**議長** 片づけ、被表彰者写真撮影のため、休憩といたします。休憩後の再開は、10時ちょうどといたします。

〔午前9時43分〕

○**議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔午前10時00分〕

○**議長** ここで、総務部長より発言を求められておりますので、これを許します。
総務部長。

○**総務部長** 毎回、貴重なお時間をいただきまして、大変申し訳ございません。議案書及び決算資料に誤りがございましたので、訂正をお願いするものであります。

お配りした正誤表のとおりでありますけれども、1点目は、第85号議案 令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第7号）の33ページであります。歳出の事項別明細書10款6項2目公民館費の説明欄3行目でございます。一般備品購入費（1件50万円以上）と記載をしておりますけれども、正しくは「（1件50万円未満）」でございますので、訂正をお願いしたいものでございます。

2点目は、第91号議案の資料として提出をしております、令和元年度南魚沼市歳入歳出決

算資料（主要な施策の成果の概要）であります。56 ページの一番下の項であります。3 治山振興費（1）治山振興事業の表であります。事業費の金額が17万8,000円と記載になっておりますけれども、正しくは2万3,000円でありました。

それぞれ丸正は配付いたしませんけれども、この正誤表をもって訂正とさせていただきたいものでございます。確認が至らず、大変申し訳ございませんでした。さらに緊張感を持って間違いのないように努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 令和2年9月議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日頃市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表したいと思っております。感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

ここで、6月議会定例会以降の経過などにつきましてご報告申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス感染症対策等についてであります。6月議会定例会終了からこの間、主として、深刻な打撃を受けました市内経済の回復を目指して施策を行ってまいりました。5月25日に緊急事態宣言が全面解除され、6月19日以降は東京都などとの交流も可能となったとはいえ、6月末までは依然として自粛ムードが大変色濃く残っておりました。

市内経済は、異常少雪から引き続くコロナ禍で長期の不振に苦しんでおり、特に飲食業・宿泊業の方々については、存亡の危機にあったと思っております。一刻も早く沈滞状態を脱して、活動再開に意識を向けていただくため、インパクトの強い起爆剤として、7月4日からプレミアム付き飲食・宿泊券を販売いたしました。これは、市独自支援策の第3弾と位置づけ、商工会、観光協会など市内の経済団体の方々のご意見を尊重し、市議会議員各位からのご理解を得ながら、6月19日の臨時会において補正予算を可決していただいたものであります。

販売を開始したところ、想定を大きく超える反響で、販売から3日で完売してしまいました。購入できなかった方が多くいたことや、3密となる長蛇の列を生じてしまったことなどから、大変多くのお叱り、ご批判をいただくこととなりました。市内の飲食業、タクシー業などの経営を支援するという所期の目的に対しては大変大きな効果がありましたが、反省すべき点も多く残りました。また、販売を受託したみなみ魚沼農業協同組合において、当該職員分をあらかじめ取り置くという公正さを欠いた取扱いがあったことが判明しました。市としても遺憾に思うところであります。

7月以降、経済活動の再開とともに、大都市圏では徐々に新規感染者が増加し始め、7月22日から始まった国のGo Toトラベルキャンペーンも東京都を除外する形で発進せざるを得ませんでした。その後、感染拡大は全国に波及し、7月末からは連日1,000名に及ぶ新規

感染者が報告され、再び活動の自粛が要請される事態となっております。お盆の帰省シーズンは、地方への感染拡大が懸念されたところではありますが、国において緊急事態宣言を発する状況にないとの判断であることから、新潟県と同様に市民などへの注意喚起を行ってまいりました。また、各施設等における感染防止対策をさらに徹底することとしており、サーマルカメラなど必要な備品購入費などを今定例会の補正予算に計上いたしました。

南魚沼市では、県外誘客を目的とした第4弾となる経済活性化策を早急に講ずるべく準備しておりましたが、全国に感染が拡大している状況下では、実施時期を先送りせざるを得ませんでした。現在、観光協会などと最終的な調整を行っており、今定例会において、新米の時期から冬季の観光誘客を目的とした支援策に係る補正予算を提案したいと考えております。

感染収束のめどが立たない中、市内経済を支え、雇用を維持していくためには、再び市民の力をお借りする必要があると判断し、プレミアム付き飲食・宿泊券を追加で発行することとし、所要経費を7月22日付で専決処分しました。前回の反省点を踏まえ、公平、平穩にお買い求めいただけるよう、全世帯に対し事前に購入引換券を発行するなど、可能な限りの対策を施したところでございます。8月11日から販売を開始し、現在、順調に進捗しております。

国の特別定額給付金につきましては、7月末までに99%以上の給付が終了しております。本日が最終日となっております。未申請世帯に対しましては、確認の通知を2回発し、併せて自力申請が困難な世帯に対しては、福祉・介護担当とともに訪問し、申請支援を行っております。8月12日現在では99.53%完了であります。

成人式につきましてです。9月20日に延期しておりましたが、令和3年度開催分も含め、来年の8月以降に再延期することといたしました。安心して気兼ねなく参加できる状況となってから、改めて開催をしたいと考えております。

8月5日に延期をしておりました、東京都江戸川区との友好都市盟約の締結式につきましては、当初、南魚沼市に江戸川区長様ほか代表者をお招きして行う予定でしたが、現下の状況を配慮し、オンラインミーティングシステムZoomを利用し、オンラインで実施いたしました。初めての試みでしたが、両自治体の議長、副議長からも出席いただき、滞りなく円滑に実施することができました。これを受けまして、同月26日には江戸川区と災害時相互応援協定を締結し、今後のさらなる交流・協力を約したところでございます。

新型コロナウイルスとの戦いは、経済活動と感染防止を両立させるという、新たな段階に入っています。しかし、この実現は極めて困難であると言わざるを得ません。新規感染者数の動向にのみ注目しがちですが、濃厚接触者の特定が可能となっているかどうか、医療体制が逼迫していないかどうか、といった感染発生状況の段階を、正確な情報を基に冷静に判断し、対処していくことが求められていると思っております。

南魚沼市内において感染者が発生することも想定しております。しかし、そうなった場合であっても、保健所との迅速な連携、濃厚接触者の疫学調査と早期のPCR検査の実施によって、必ずや感染拡大を抑え込むことができると考えております。感染者に対するいじめや

排除、差別など、人権侵害に至るような言動は厳に慎まなければなりません。市民と行政が協力してこそ、この難局を切り抜ける道が開けると考えております。市民各位、議員各位のさらなるご協力をお願いしたいと思っております。

第1に、保健・医療・福祉について述べたいと思います。保健関係につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式を推奨し、引き続き感染予防に係る広報に努めております。健診事業については、6月まで中止しておりました合同住民健診を、密閉・密集・密接の3密を避けた上で、健診を行う必要性和高齢者の感染リスクや重症化の予防を考慮して、基礎健診と胃がん検診を74歳以下の方に限定して再開いたしました。75歳以上の方の健診につきましては、各医療機関における個別健診の実施に向けて準備を進めております。

医療関係につきましては、南魚沼市医療のまちづくり検討委員会を9月までに計6回開催し、今後、地域医療の在り方や課題を整理して、医療のまちづくりについて方向性を示していくこととしています。寄附講座の設置については、医療政策特別顧問の助言をいただく中で、実際の診療を通じた地域医療の確保と生活習慣病発症予防、そして重症化予防等の指導体制及び市民が不安なく暮らすための医療・介護・福祉のサービスが連携した地域包括ケアシステムの構築に関する教育及び研究を目的として、自治医科大学に寄附講座の開設申込みを行いました。正式な開設時期の回答はまだきておりませんが、10月の講座開設を見込んでおまして、これにより常勤医2名から赴任していただけるものと期待しているところであります。

また、外山医療政策特別顧問には、引き続き職務を担っていただきながら、10月から市の職員、常勤医として勤務をしていただける予定となっております。市立病院群の経営改善に向けた取組や、医療のまちづくり検討委員会から市への提言に対し、今後の医療政策における計画策定に当たっていただく予定であります。なお、市役所庁内に医療対策のプロジェクトチームを設置し、全庁を挙げて多方面から実効性のある検討を進めたいと考えております。

子育て支援につきましては、国が実施した10万円の特別定額給付金について、4月28日以降に出生した子供は対象外でありましたが、本年度出生し同学年となる来年4月1日生まれまでを市独自の支給対象とし、今定例会の補正予算に計上いたしました。これは6月議会において私から「実施について考えていない」と答弁した後に、国の地方創生臨時交付金を財源とすることが容認されたこと、また少子化の進行を鑑みながら、コロナ禍の中、出産を行うお母さん方へエールを送りたいという思いから決断させていただいたところでございます。

下長崎保育園の統合に向けた改修工事は順調に進捗しており、増工分などについて、今定例会の補正予算に計上しました。6月1日から平日のみ再開しておりました子育ての駅「ほのぼの」では、利用人数や市民のみの利用とする制限を継続しておりますが、7月4日から土曜、日曜、祝日も再開しております。

国が実施する、ひとり親世帯臨時特別給付金——これは第1子5万円、第2子以降加算3万円につきましては、申請不要な対象者408人へ8月11日に振込を行い、年金受給による支給停止者や、所得低下によりさらに追加給付を受けるなどで申請が必要な方へは、8月の児童扶養手当等の現況届時に聞き取りを行っておりまして、順次給付を行ってまいります。家庭相談支援につきましては、相談件数が昨年度より増加しております。これは新型コロナウイルス感染症への対応による生活、社会の変化が少なからず影響しているものと考えております。

福祉関係につきましては、昨年度の異常少雪や新型コロナウイルス感染症の影響を受け、4月から6月末までの生活保護申請件数が前年比で約1.4倍、生活困窮相談件数は緊急小口資金の貸付け、また住宅確保給付金の申請増加に伴いまして、前年比で約3.7倍増加し、生活保護・生活困窮相談件数の総数は、前年比で2.5倍に増えています。新型コロナウイルス感染症による経済的な影響が深刻化する中で、市としても南魚沼市社会福祉協議会と連携を図りながら、生活に困った方々が安心して相談できる相談・支援体制の強化に努めてまいります。

また、第6期南魚沼市障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の策定につきましては、7月下旬に関係事業所、8月に障がい者団体の皆さんのヒアリングを実施いたしました。皆様から頂いた貴重なご意見等を参考にしながら、今後、必要とされるサービス内容等を見込んだ計画となるよう取り組んでまいります。

公営住宅関係について述べます。7月10日に1回目の住宅委員会を開催いたしました。公募戸数27戸に対しまして9件の申込みがあり、最終的に7戸の入居を決定しました。

介護保険事業について述べます。第8期高齢者福祉・介護保険事業計画の策定に着手し、第1回の検討委員会を7月13日に開催しました。第8期計画の方向性として、団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらに現役世代が急減すると言われている2040年の双方を念頭に置きまして、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた計画とすることを確認いたしました。介護需要等を踏まえた計画の策定となるよう取り組んでまいります。新型コロナウイルス感染症につきましては、市内介護施設と連携を図りながら、引き続き感染症対策に取り組んでまいります。

病院事業について述べます。ゆきぐに大和病院では、看護職員の人員体制が整ったことから、4月から全ての病床を稼働し、7月末時点では前年を上回る病床稼働率で推移しております。一方、外来では新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより患者数が減少している状況がありましたが、6月からは回復傾向となっております。また、休止をしていました人間ドックについては6月8日から、住民健診は7月から、3密を避ける対策を施して順次再開しております。

市民病院では、7月1日から埼玉県の新久喜総合病院で病院長を務められていました岡崎幸生医師を常勤医として採用しました。この採用は、自治医科大学の寄附講座開設の前段としてのものであります。岡崎医師は、心臓血管外科が専門であります。市民病院では循環

器疾患の診療を主に担っていただくこととしています。寄附講座ではさらに、総合診療科の若き先生から常勤医として来ていただけるように進めています。40歳代の方であります。

新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、病院入り口で実施している体温測定などを、非常事態宣言が解除された後も当市民病院では継続してござっております。全国で感染が拡大している中、病院内にウイルスを入れないよう、職員が協力して水際対策を行っています。徹底したものとなっております。また、市民病院の患者数は、4月から外来、入院ともに大きな減少が見られ、外来は5月に、入院は6月にそれぞれ最大の落ち込みとなりました。以後は若干の回復傾向となっておりますが、いずれも前年を大きく下回っている状況であります。

次に、教育・文化について述べさせていただきます。石打地区の学区再編の協議であります。新型コロナウイルス感染症の影響で協議会の開催を延期しておりましたが、小学校及び保育園の保護者をはじめ、石打におけるまちづくり協議会、一般公募の地域の方々など31人の皆様から委員になっていただき、7月17日に石打小学校を会場として第1回石打小学校・上関小学校統合協議会を開催しました。会議では統合小学校の開校時期について協議を行い、令和4年4月の開校を目指すことを決定しました。

また、8月6日に上関小学校、同じ8月25日に石打小学校を会場として第2回、第3回の統合協議会を開催しています。それぞれの小学校の状況を示した資料などにより校舎の選定協議を行っています。令和4年4月の開校に向けて計画的に校舎改修工事を実施するため、統合協議会では9月中の校舎決定に向け協議を進めることとしています。今後の統合協議の進捗状況や決定事項等につきましては、石打小学校・上関小学校統合協議会ニュースとしてチラシを発行し、地域の方々に周知するとともに、市ウェブサイトなどにより情報発信に努めてまいります。

G I G Aスクール構想の推進につきましては、1人1台の端末を整備するための予算を今定例会の補正予算に計上いたしました。6月定例会の補正予算で議決いただいた校内LAN整備とともにICT環境を整え、G I G Aスクール構想の実現に向けて取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症への喫緊の対策として、中学校3年生を対象に、家庭での学習を支援するためのパソコン端末や通信機器の貸与事業を行うことといたしました。ICT等を活用することにより、学校の教育活動に対する支援を行ってまいります。

社会教育事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、教養講座や地域の公民館活動をはじめ、青少年事業、女性学級、高齢者学級などを休止しておりましたが、ガイドラインに基づいた感染症の予防対策を講じながら6月以降順次再開をしています。また、各種スポーツクラブの実施や、市民会館や美術館等の各施設についても来館者の安全を確保するための感染予防対策を行い、利用者からご理解とご協力を頂きながら運営しております。これからも市民の文化的で健康的な生活を維持するため、必要な安全対策を講じながら社会教育事業に取り組んでまいります。

子ども・若者育成支援センターが移転する旧塩沢保育園につきましては、建物の改修工事が完了いたしました。引き続きLAN配線や情報端末の移設、電話移設工事などを実施し、10月の移転に向けた準備を進めてまいります。

図書館につきましては、7月1日から県内では初となる——全国でも珍しいのですけれども——読書通帳の取扱いを開始いたしました。子供たちの読書活動を推進するため、市内の園児や児童生徒には無料で読書通帳を配布することといたしました。配布初日には、上田小学校の児童が参加し、読書通帳の寄贈式、そして読書通帳への初記帳を行いました。大変喜んでおりました。読書通帳が子供たちの読書に対する動機づけとなり、読書習慣の定着につながることを期待しています。現在、大人の方々も大変多く読書通帳を持ってくださっておりますので、うれしく思っております。

次に、環境共生についてであります。有害鳥獣対策について述べます。7月末の作況調査で、今年も山の実が凶作でありまして、昨年と同様に人里へのクマの出没が多くなることが予想されています。猟友会との連携を密にしながらか対応を進めてまいります。また、市民に対しては十分注意いただくよう、市報や市ウェブサイトなどの手段を使いまして呼びかけてまいります。

なお、直近の状況を述べたいと思います。少し驚く状況です。8月27日現在で、4月から8月の数字で申し上げますと、前年比較で約1.3倍の46件の出没がありました。8月だけを見ますと、前年比較で約2倍の24件と昨年を上回る状況であります。大変問題視しております。

老朽化が進む可燃ごみ処理施設につきましては述べます。施設整備計画に基づく設備の更新を実施し、焼却性能と公害防止機能の維持を重点に施設全体の延命化を図ってまいります。

新ごみ処理施設建設につきましては、新たな候補地の選定に向けて2市1町で協議検討を進めてまいります。また、新施設建設に向けては、ごみ処理の現状、施設の必要性や安全性について、市民の理解を深めていくことが大変重要と考えておりまして、そのために必要な広報活動を行ってまいりたいと思っております。

次に、都市基盤について申し上げます。市の公共土木工事については、社会資本整備総合交付金事業及び国庫補助道路事業に13億9,098万円の配分がありました。このうち国費は8億2,090万円となります。7月末現在、除雪費を除いた発注率は84.1%となっています。なお、令和元年度の繰越予算を加えた発注率は90.9%であり、年度内に工事を完了できるよう努めてまいりたいと思います。

国の直轄道路事業について述べます。令和3年の部分開通が発表されました国道17号六日町バイパス・浦佐バイパスをはじめとして、残事業区間——野田インターチェンジから余川インターチェンジ間の1.9キロメートルの事業が進められている国道253号八箇峠道路も含め、事業推進に引き続き協力してまいりたいと思います。そのほか国道17号五十嵐入口交差点事故対策、国道17号六日町電線共同溝などの事業が進められています。

砂防事業については、三国川中流域土砂災害対策、高棚川砂防堰堤群、登川床固工群、丸

ノ沢砂防堰堤群、登川流域砂防堰堤改築などの事業が進められております。大変多くの事業が進められております。

新潟県事業につきましては、国道 291 号（長崎地内）・西泉田バイパス（西泉田地内）、県道塩沢停車場八竜新田線（八竜新田地内）、県道欠ノ上五日町線（四十日から大杉新田地内）などの道路改築事業、加えて、十二沢川（六日町地内）、伊田川（上十日町地内）などの河川改修事業が進められています。

みんな住マイル改修補助金につきましては、7 月末時点で申請受付件数 583 件。このうち子育て世帯は 137 件となっています。補助予定金額は、予算額 7,000 万円に対し 6,515 万円、申請工事の総事業費は 8 億 9,461 万円であります。

なお、今日の報告で補助予定金額が全て終了したということの報告を受けています。この文章を書いた後になりますので、報告させていただきます。

交通安全対策の推進を述べます。1 月から 7 月までの市内の交通事故発生件数が 37 件、前年同期の 53 件に対し 16 件の減、負傷者数も 49 人で 27 人の減となっています。死者数は、前年度から引き続きゼロ人となっております。大変喜ばしいと思っております。今後も南魚沼警察署をはじめ、関係機関や団体と協力・連携しながら、交通事故防止活動に取り組んでまいります。

水道事業について述べます。浄水場の水処理 1 系列運転に向けて、電気機械設備の修繕や更新、ろ過池の点検など今年度末の縮小運転化に向けて現在、取組を進めています。併せて地域別水源方式の実現に向けて、塩沢地域全体での水運用の計画検討、石打・中之島地区の水源開発となる井戸の位置の選定なども順調に進めています。また、管路の新設や老朽管の更新につきましては、国交付金を財源とした耐震化事業、また、他事業との合併施工工事によりまして、経費の節減に取り組みながら現在、進めております。

下水道事業について述べます。農業集落排水の流域下水道への接続工事として、三郎丸地内で魚野川を渡る水管橋の右岸側下部工が完成し、上部工を発注したところであります。城内地区では、宇田沢川の水管橋に下水道管を添架する工事及び五日町の古川を渡る水管橋の工事を発注しました。また、五十沢地区農業集落排水の流域下水道への接続が 9 月末までに完了する予定となっておりますことから、関係する条例の一部改正をこの定例会に提案しましたので、よろしくお願ひします。下水道ストックマネジメント計画に基づくマンホール蓋の交換につきましては、現在、六日町地域で 131 か所を施工しておりますので、よろしくお願ひします。

次に、産業振興について述べます。稲作から申し上げます。今年度の田植の最盛期が 5 月 20 日と平年に比べ 1 日程度早まりました。田植後は高温多照、日も照ったということで推移しましたが、生育の推移も早まってきました。令和元年産米の品質低下を受けまして、気象変動に対応した南魚沼産コシヒカリの栽培対策に、関係機関に一体となって取り組んでいただき、土づくりの徹底、また適期の中干しによる過剰生育の防止対策を重点に、生産者に注意喚起いたしました。出穂期は、7 月の日照不足の影響を受け平年並みとなっております、

今後は、適正な水管理と必要に応じた病虫害防除により、高品質・良食味米の生産に取り組んでまいりたいと思います。

八色スイカについて述べます。7月の長雨と日照不足による生育の遅れなどから、出荷量は計画数量を下回っています。梅雨明け後は、首都圏を中心に気温が高いことや、他の産地のスイカ出荷量も減少したことなどによって、高単価での販売になってはいますが、出荷量の減少により、販売金額は前年実績を下回る見込みとなっております。

観光振興について述べます。国によるGo Toトラベルキャンペーンが7月22日から開始されたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の懸念から観光誘客も停滞している状況下、市内への夏期合宿の誘客もできず、宿泊業、飲食業をはじめ、多くの産業に影響が出ていると思っております。また、今年度の冬季以降のイベントも全て中止となっていることから、市内での経済活動も停滞し切っている状況と考えております。

商工振興について述べると、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者向けに、南魚沼市雇用維持給付金や南魚沼市経営支援給付金などによる支援を進めています。しかしながら、製造業において工業団地に所在する企業の閉鎖が報道されるなど、今後もこの厳しい状況が長期化することが予想されます。社会状況の変化を見ながら、支援などについて可能な限り迅速に取り組んでまいりたいと考えております。

市内の産業を取り巻く環境は依然厳しい状況ではありますが、当市出身の株式会社アルプス技研の創業者である松井利夫様から大変高額なご寄附を頂戴いたしました。この寄附金を原資とした松井人材育成基金条例を今定例会に提案しております。寄附者の意向でもあります、南魚沼市から新たな事業にチャレンジできる起業家や創業者の人材育成に取り組んでまいりたいと思います。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。行政改革につきましては、アクションプランとして具体的な事務事業の改善に取り組み、行政改革推進委員会が評価を行うPDCAサイクルによって進められています。アクションプランとしての取組を終了した事務事業についても、現在の取組状況の振り返りを行ってまいりまして、今年度は、平成27年度に終了した3つのアクションプランについて、現在の状況を検証する追跡調査を実施いたしました。今後も、行政サービスの向上や行政の効率化に向けて事務事業の改善に努めるとともに、様々な角度から検証する体制づくりを進めてまいります。

総合計画の後期基本計画については、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を組み込んだ計画として策定を進めています。総合計画審議会、まち・ひと・しごと創生推進会議をそれぞれ開催して、会議での委員の皆様からのご提案などを反映させながら、現在、パブリックコメント実施に向けて準備を進めているところであります。

人口減少社会での市民の安全・安心の確保や、持続可能な地域の形成を進める上での連携強化を図るため、7月22日にみなみ魚沼農業協同組合と湯沢町との3者による包括連携協定を締結しました。今後、地域農業の振興、また地域における安全・安心の強化、さらなる連携・協力に取り組むとともに、地方創生の推進を図り、持続可能な活力ある南魚沼地域の実

現を目指してまいります。

移住定住促進事業については、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、首都圏でのイベントへの出展、移住セミナー及び現地交流会などについては、パソコンやスマートフォンで参加可能なZ o o mを活用したセミナー、または交流といったオンラインでの実施に切り替えて進めてまいります。

次に、令和元年度決算及び財政執行状況について申し述べます。一般会計決算につきましては、繰越明許費など翌年度への繰越額を含んだ形式収支は14億6,880万円となり、繰り越すべき財源2億196万円を除いた実質収支は12億6,683万円となりました。前年度の実質収支7億8,915万円との比較による単年度収支は、4億7,768万円の黒字となっております。

令和元年度は、記録的な異常少雪により道路除排雪経費が減少したこと、公共施設の廃止や転用、統合を進めた結果、維持補修費が約4億6,000万円減少したことなどによって、歳出総額が4億233万円減少したものであります。

また、経常収支比率は、6.6ポイント減の87.1%となりました。原因ですが、水道事業会計への高料金対策補助金が、国の基準の対象外となったため、約2億3,000万円の繰出金が減少したということ、また下水道事業の公営企業法全部適用化に伴う繰出基準の変更によって、繰出金全体では大きな変動はないものの、経常的な支出に充当される一般財源が約8億7,000万円減少したということによります。今後もこの水準で推移すると見込まれますが、財政の硬直化が危惧される状況には変わりがなく、財政管理には細心の注意が必要であると考えてございます。

歳入を申し上げますと、都市計画税の廃止による減収——これは当然であります。法人市民税が約5,000万円増加したということ、市税全体では、ほぼ前年並みの額を確保することができました。各種譲与税・交付金、地方交付税の経常一般財源は、普通交付税の増と保育料無償化に伴う地方特例交付金の増などにより、約2億円の増額となりまして、歳入総額では1億7,266万円の増加となっております。

水道事業会計の決算について申し上げます。経営成績となる収益的収支では、基準内繰入金の高料金対策費の皆減などにより、昨年比2億円の激減となる1,682万円の純利益にとどまり、近年にない大変厳しい結果となっております。

資本的収支では、13億1,055万円の不足が生じたため、過年度損益勘定留保資金等で補填をしています。また、従来から検討してきました未処分利益剰余金については、今後の水道事業の経営状況や投資計画を見据えた上で、建設改良積立金などに積み立てる処分案としていきます。

下水道事業会計の決算については、収益的収支では、総収益33億2,144万円、総費用32億3,667万円で、差引きで8,477万円の純利益となりました。資本的収支では、7億854万円の不足が生じたため、当年度損益勘定留保資金等で補填をしたところでございます。

病院事業会計の決算について申し上げます。収益的収支では、総収益53億8,414万円、総費用は56億9,676万円で、差引き3億1,261万円の純損失が生じることとなりました。これ

は、人件費の増、及び病院再編時における新規購入医療機器や建物に係る減価償却費が主な要因となっております。

資本的収支では、1億9,543万円の不足が生じたため、当年度損益勘定留保資金等で補填をしています。

次に、令和元年度決算に係る健全化判断比率及び各事業会計における資金不足比率について述べさせていただきます。実質赤字比率、連結実質赤字比率については該当がありませんでした。実質公債費比率は14.0%となり、昨年度より1.5ポイント減少しました。3か年平均において高率だった平成28年度が外れたこと——3か年平均でありますので——先ほど申し上げたとおり、水道事業における高料金対策補助金の非該当及び下水道事業において法の全部適用による繰出基準の算定の変更等が減少した要因です。

将来負担比率につきましても、各会計の地方債現在高が減少傾向にあるということや、公営企業債等の繰入見込額などが大幅に減少したということから、106.5%と昨年度から19.8ポイントの低下となりました。特別な事情がなければ、短期的にはこの水準が続くものと考えていますが、どちらの比率も、市税の増減、または人口減少等による地方交付税の減などにより変動するものでございまして、翌年度以降も計画的な事業の推進を徹底して図るとともに、地方債の抑制を図りながら、これらの財政指標の推移も注視してまいりたいと考えております。

令和2年度一般会計補正予算（第5号）及び一般会計補正予算（第6号）を専決処分いたしましたので、今定例会で報告いたします。一般会計補正予算（第5号）は6月25日に専決処分としました。地域医療の確保と生活習慣病の発症予防・重症化予防等の指導体制を構築するため、学校法人自治医科大学に対し南魚沼地域医療学講座——これがいわゆる寄附講座の名前であります——の開設を準備しておりました。当初、その担当教員を准教授及び助教で想定しておりましたが、応募していただいた先生方お二人が、それぞれ教授と講師（当日訂正発言あり）という立場になったことによりまして、寄附金額を増額する必要が生じました。地域医療推進事業運営補助金の債務負担行為の限度額を5,000万円から5,700万円に変更するものであります。寄附講座の申請手続きに支障を来さないよう、専決処分をさせていただきましたので、よろしく申し上げます。

一般会計補正予算（第6号）は7月22日に専決処分しました。市独自の経済支援策、市民向けプレミアム付き飲食・宿泊券事業の追加発行に必要な費用として、商工費に1億6,800万円を追加しました。都市部での感染拡大が続く中、市内経済を活性化するためには、再度、市民の力をお借りする必要があること、また、効果を高めるために、お盆前に販売する必要があるという判断から、専決処分としました。このほか、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の2次補正の活用により、学校の段階的再開に伴う感染症対策・学習保障等に対する支援、及び文化施設の感染症防止対策に必要な経費として、教育費に5,413万円を追加しました。以上により、歳入歳出総額に2億3,833万4,000円を追加し、総額では377億5,525万7,000円といたしました。

今定例会に一般会計補正予算（第7号）を提案いたしました。主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施困難となった事業等に係る経費を精査するとともに、新たに実施する新型コロナウイルス対策事業に係る費用を計上させていただき、併せて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の限度額がきちんと示されたということから、これまでの事業に係る財源を組み替えて整理するものであります。

新型コロナウイルス対策事業としましては、地域交通の確保を目的として——大変な打撃があります——感染症拡大により深刻な打撃を受けているバス・タクシー業へのさらなる支援策として、保有台数に応じた支援金を交付することとし、路線バス運行事業費に1,050万円を計上しました。

また、国の特別定額給付金の基準日の翌日から令和3年4月1日に生まれた新生児について、市独自で一律10万円を交付することとし、子育て支援総務費に3,200万円を計上しました。この事業につきましては、6月の定例会において実施する考えはない旨答弁いたしましたが——繰り返しになりますけれども、この事業に係る経費に臨時交付金を充当することが容認されたということ、また、近隣自治体の動向を勘案し、当南魚沼市においても実施することといたしました。

このほか、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費では、追加給付に係る分として1,000万円を追加、病院対策費では、新型コロナウイルス対策として城内診療所において実施する医療提供体制の整備に要する経費として、繰出金に1,180万円を追加いたしました。

このほか、ふるさと納税の申込みが昨年の1.8倍に増加しているということから、ふるさと納税返礼品等業務委託料等関連経費の部分に14億1,571万円を追加計上いたしました。なお、ちょっと言葉を書ききれなくて、今日現在のふるさと納税の状況をご説明します。ここには1.8倍、大体そのぐらいで推移しまして大変好調ですが、昨日現在の集計が最新ですが、8億（当日訂正発言あり）7,467万6,650円となりまして、昨年対比で200.7%、昨年の倍となっております。大変なお気持ちを頂いているという状況であります。このまま推移していただければというふうに思っています。

教育費では、国の推進するGIGAスクール構想に関連して、6月補正で議決いただいた校内無線LAN整備に続き、ICT環境整備の設計、遠隔学習のための機能強化、1人1台の端末整備に必要な経費として、小学校、中学校、特別支援学校それぞれの設備等整備事業費に対して合計2億3,025万円を追加いたしました。

繰り返しになりますが、株式会社アルプス技研の創業者で、現在は同社の最高顧問という立場の松井利夫様からリゾートオフィス田園都市構想の実現、そしてイノベーション人材の育成を目的として、ここには1億円と書いてありますが、その後、追加となりまして、3億円の指定寄附金を頂きました。当初は1億円でありましたが、私どもとの話合い、また、将来に対する思い等を松井様から大変ご理解いただきまして、2億円追加して、ぜひとも実現に向けて頑張れということをございました。大変ありがたく思っています。

当市のご出身で、長年、南魚沼市の発展を望んでおられまして、このたびのコロナ禍をば

ねにして、リゾートオフィスの最適地として新たな展開を期すべきという強いご意向のもと、多額のご寄附を頂いたものであります。この意向に添う形で有効に活用していくため基金を創設し、ご寄附いただいた3億円を積み立てていきたいと考えております。この基金を活用した本年度の事業として、商工業振興費にイノベーション人材育成事業費620万円を計上しましたので、よろしく願いいたします。次年度以降も寄附者の意向に沿い、計画的に南魚沼市として活用してまいりたいと考えております。

歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に6億8,222万円を追加しました。第1次、第2次の交付金を合わせて、国から示された限度額は11億1,557万円となりますが、これまでに充当済の額及び今後の充当予定額を除いた額で計上しています。これまでに実施した新型コロナウイルス関係事業費に係る財源をこの交付金に組み替えた結果、当初予算で財源調整として計上していた財政調整基金繰入金を全額解消し、市独自の経済支援策の財源としておりました、ふるさと応援基金繰入金を3億8,534万円ほど減額することができました。前年度純繰越金は、実質収支額と現予算額との差額6億1,151万円を追加しております。

以上によりまして、歳入歳出総額に19億7,213万4,000円を追加し、総額を397億2,739万1,000円としたいものであります。新型コロナウイルスだけでなく、全国各地で発生している大災害などを見るにつけ、先行きを見通すことが非常に困難な時代に入ったという感がしております。その時々で悩みながらではありますが、最善であると判断した政策を果敢に実行していくしかないと考えております。議員各位をはじめ、多くの方々のご意見を尊重しながら、この混沌の時代を乗り切っていきたいと考えております。何とぞご指導、ご協力を賜りますよう、お願いを心から申し上げまして所信表明といたします。どうもありがとうございます。

○議 長 以上で、市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 会議の途中ですが、ここで休憩といたします。再開を11時15分といたします。

[午前10時57分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時14分]

○議 長 ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

市長。

○市 長 大変申し訳ありません。私、先ほどの所信表明でちょっと間違ったことを言っております、これを訂正していただきたいと思っております。申し訳ありません。

12ページをお開きいただきたいと思っております。12ページの2段落目といたしますが、2段落目の上から6行目、7行目の辺りですけれども、ここをもう一度正しく読みたいと思っております。

「当初、その担当教員を准教授及び助教で想定をしておりましたが」とあります。ここは正しいのですけれども、その後、「応募していただいた先生が教授と講師」と書いてありますが、

私も読んでいて、はっとしたのですけれども、このまま読んでしまいました。正しくは「教授と助教」講師ではなくて助教です。もう全然位置づけが違いますので、これは大変失礼いたしました。ここで訂正をさせていただきたいと思います。

それともう一点、加えてですけれども、ふるさと納税のときの数字を私が読み上げたと思いますが、言い直して私は「5億円」と言ったつもりですけれども、言い直しのほうで「8億円」と言ってしまったかに聞こえた方が多かったと思うので、多分言ったのだと思います。ここもちょっと訂正してください。5億7,000万円のほうが正しい数字ですので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長 日程第5、報告第5号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。議会運営委員長・清塚武敏君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○清塚議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会に付託されました継続調査の結果について報告をいたします。

調査の状況であります。期日、令和2年8月20日、委員の出席状況、7名全員であります。正副議長より出席をいただいております。

調査の内容であります。執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、9月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。

調査事項であります。令和2年9月南魚沼市議会定例会の運営について、（1）付議事件の概要について、（2）会期及び議事日程について、（3）一般質問の取扱いについて、（4）決算認定議案の進め方について、（5）請願及び陳情について、（6）人事案件の採決の方法について、2番として、閉会中の議会運営委員会の開催について、3、その他であります。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

○議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 調査事項1、2はいいのですけれども、多分、その他の中だと思うのですが、その中で全員協議会の話も議会運営委員会の中で出たかと思うのです。そこら辺の日程、出たか出ないかも含めてですけれども、その日程等については、どのようなことに動いているのかというところをちょっと教えていただきたい。

○議長 議会運営委員長。

○清塚議会運営委員長 代表者の寺口さんのほうには委員会に出席していただいて、説明を聞いていると思いますが、8月28日にJAの理事会等の調査報告を受けたりした中で、議会としても執行部側と議長、日程等を示した中で、今後、日にちを決めた中で会を開催しようということになっております。

以上です。

○議長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君　そこまではクラブ長から聞いているのです。それで、その後の経過でどう
いう進捗があったのかないのか。まだ31日ですので、ないのかもしれませんが、9月
議会の前段とか、最中とか、後段とかという話も聞いているのですが、そこら辺の調整等は
進めているのかというところ……

○議　　長　　佐藤議員に申し上げますが、議会運営とは別だというふうに捉えますけれ
ども……（「議会運営の会議の中の話ですから」と叫ぶ者あり）

議会運営委員長。

○清塚議会運営委員長　佐藤議員のことについては、まだ私のほうは聞いておりません。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議　　長　　総務文教委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○塩川総務文教委員長　おはようございます。それでは、総務文教委員会の報告をさせて
いただきます。

期日は令和2年7月14日、委員は7名全員出席、議長からも出席いただきました。

調査の内容につきましては、執行部より出席を求め調査を行いました。調査項目は5項目
でございました。配付資料に基づき要点のみ、ご報告いたします。

1項目めは、学校再開に伴う授業、部活動の対応についてです。学校で行われる様々な教
育活動は、文部科学省作成の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニ
ュアル、学校の新しい生活様式等に基づいて行うということで、現在進めている旨の説明が
ありました。

2項目めは、G I G Aスクール構想への対応と今後の計画についてであります。各家庭の
インターネット通信環境の調査結果の内容とG I G Aスクール構想の前倒しを受けて、一気
にタブレットを全ての児童生徒分を整備するという計画を今現在立てているという説明があ
りました。

3項目めは、子ども・若者育成支援センターの運営状況と移転についてです。10月から旧
塩沢保育園に子ども・若者育成支援センターを移転し、また、センターの名称も子ども・若
者相談支援センターとすることと、資料に基づき今後の事業内容の説明がありました。

4項目めは、南魚沼市まちづくり推進機構への委託事業についてです。まちづくり推進機
構については、雰囲気、活気が今までと違うような気がする。新しい職員が採用され、一生
懸命自分で仕事を探して切り開いていくという気概が感じられるということでした。地元企
業の欲する人材を調べるため、市内企業へのコアな人材調査を行い、ハローワークで求人さ
れる一般的なものではない、特殊な職種の待遇等の詳しい状況を聞き、そのデータを活用し
てマッチングできないかということ動いた。その結果、就業相談が11件、うち就業マッ

ングが4件という成果など、現状と今後の展開の説明を受けました。

5項目めは、令和元年度税収の状況と新型コロナウイルスによる納税相談についてです。今年新型コロナウイルス感染症の影響はもとより、異常少雪による冬季観光関連産業の低迷があり、例年よりも相談等の件数が多くなっている。また、税収にも若干影響が見受けられる。新型コロナウイルスでは地方税制において国による救済策が設けられている場合があり、それらの案内も含め、しっかりと相談に乗っていきたいということでした。そのほか、細かい部分に関しましては資料に基づき説明がありました。

調査項目は以上となります。なお、質疑の内容につきましては資料に掲載されておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で総務文教委員会の報告を終わります。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長・塩谷寿雄君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○塩谷産業建設委員長 改めまして、おはようございます。産業建設委員会の報告をいたします。期日は7月13日、出席委員数は7名全員であります。議長にも出席いただきました。

調査内容につきましては、新型コロナウイルスに係る観光産業への影響ということとなっております。2ページには数字が書かれておりますけれども、その後、8月に行われた議会の新型コロナウイルス感染症対策連絡会議では最新の数字がまた新たに出ているということでもあります。1項目については、Q&Aが以上のように出されたところであります。

2項目めといたしまして、新型コロナウイルスに係る建設事業への影響ということについて調査させていただきました。市内では影響はないというふうな執行部からのお話でしたけれども、県外をまたぐ仕事についての規制が入ったということで、そういうことを主にやっていた業者はなかなか県外での仕事について影響があったということでもあります。Q&Aにつきましては、やはりこれから冬に係ります除雪の心配ということで、かなり密になるということで、早い対応をとというような質疑、また答弁が行われたということでもあります。

以上で報告を終わります。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 社会厚生委員長・中沢一博君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長　それでは、社会厚生委員会の閉会中の調査事項の報告をさせていただきます。期日は令和2年7月16日であります。委員出席7名、全員であります。議長からも出席いただきました。

調査事項は記載のとおり4件であります。調査内容につきましては、執行部から所管の部長、課長、説明員より出席いただき調査いたしました。報告につきましては、事前に資料を配付してありますので、簡潔にさせていただきます。

1点目、新ごみ処理施設建設の進捗についてであります。結論を申しますと、当初予定していたスケジュールと市民向けの情報発信業務、市政懇談会、先進地の視察等については、新型コロナウイルスの関係でできなかったのが事実であります。今後、収束に向かい、人の動きが可能になったならば、今年度中に実施したいという旨の説明がありました。候補地の選定業務につきましてですけれども、資料20ページをご覧くださいと思っております。選定方針を記載してありますとおりに、1点目が2市1町の中心的な位置にある。そして収集運搬について負担がかからないように、中間集積施設を建設する必要がない位置にあるということが1点目に掲げられているわけであります。

2点目は、可能な限り、周辺に一般住宅等が存在しないということであります。

そして、3点目でありますけれども、処理施設から生み出された膨大なエネルギーを産業や市民生活の向上に有効活用できる可能性がある場所にしたいという旨をもととした中で総合的に進めるという報告があった次第であります。

分別につきましては、2市1町ですり合わせた中で、当施設と小出のエコプラントでは燃焼方式が違うわけですので、すり合わせているところであります。

缶につきまして、環境衛生センターのリサイクルセンターに一回集めて、それから処理を業者のほうに回しているという現実でありますけれども、古紙のように直接業者のほうへ回すよという話が出て、そういう原案で進んでいるというふうな話も報告がございました。とにかく分別して資源化に取り組みながら、減量化を図っていきたい旨の説明があった次第であります。

3点目として、想定する施設でありますけれども、これは同じく資料に掲載のとおりであります。2市1町における過去の実績を基に推計しますと、令和元年度が145トンになります。令和11年度を想定しますと、大体139トンということになるそうであります。これはあくまでも24時間運転を想定した話でありますけれども、今後、16時間運転にした場合、どうなるのか。例えば16時間にした場合は、炉は多少大きくなるわけですが、16時間にした場合は大体1.5倍ぐらいになるそうであります。けれども、建設費は上がりますけれども、人件費等のコストは下がるという部分が試算されているそうであります。そういうことも含めた中で協議をしているという話でございます。

燃焼方式につきましては、安定した燃料で構造がシンプルで建設費や維持管理費が安価で、今全国でも9割ぐらいが採用しているストーカ方式で協議を進めているという報告がありま

した。今後の日程についてでありますけれども、とにかく場所が決まってから環境の評価、基本設計、そして実施設計へと内容の検討を進めていきたいと。場所については、一步でも前進できるよう進めていきたいという趣旨の説明がありました。質疑等は記載のとおりであります。

次に、新型コロナウイルスの影響による生活保護・生活困窮者相談等の状況についてであります。平成27年度以降、全国的に減少の傾向にありますけれども、本市においては増加の一途をたどっております。利用率につきましては、南魚沼市は全国、また県でも比較的著しく低い水準となっているわけでありまして、今後の見通しにつきましては異常少雪、そして新型コロナウイルスの影響で、先ほど市長の所信表明でもあったように、生活困窮者の相談が増加している傾向にあるわけでありまして、やはり増加傾向が予想されるのではないかという部分であります。

そして、本市としては母子世帯の割合が実は県内でも大変高い位置にあるわけですが、その一方で生活保護を受給する世帯が少ないことが特徴になっているわけでありまして。そういう部分はやはり地域性、親からの支援等が考えられるという部分がございます。資料につきましては、23ページから28ページに詳細に掲載してありますので、ご覧いただきたいと思っております。同様に質疑についてもご覧いただきたいと思っております。

3点目であります。介護施設・障がい福祉サービス事業所の新型コロナウイルス対策についてであります。同じく資料29ページ、30ページがございますとおり、緊急事態宣言中、また現在の対応について、職員、関係者が本当に一丸となって感染対策に取り組んでいる状況でございます。資料をご覧いただきたいと思っております。

最後、4点目であります。市立病院群の感染症対策についてであります。今、感染対策委員会、そしてまた医療安全管理室会議を中心として行っているわけでありまして。皆さんもご承知のとおり、玄関ポーチで検温とか問診等を行いながら水際対策をしっかりと行い、院内で絶対感染を起こさないという強い意識で取り組んでいるという報告がございました。また、発生時を想定した中で、資料33ページにありますように、フェーズという医療供給体制にのっとり計画、実施しているそうでございます。

ただ、報告の中で経営的な部分でありますけれども、全国的にもそうではありますが、新型コロナウイルスの影響で患者が減っているということでもあります。6月には入院が前年比で70.6%、外来で91.5%と経営的には厳しい状況下にあるという報告も併せてされた次第であります。質疑応答の詳細につきましては、資料をご覧いただきたいと思っております。

以上、社会厚生委員会の報告とさせていただきます。

○議長 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 ごみ処理場のほうでは、全国に普及しているストーカ炉で検討ということですが、資料の3ページ中段の辺りに、ストーカ方式は「ごみ質が悪いと燃えにくい。今後、ほかの燃焼方式への見直しも必要になる可能性もある」ということで言及しています

けれども、この辺、今の状況でストーカ炉以外、かなり検討しないとイケないというような状況が見受けられたのか。その辺の話がもし出ていましたら、教えていただきたいと思いません。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 今そういう話はございましたけれども、総合を鑑み、今の現実の中で・・・会議の中では、ストーカ方式というのがやはり一番いいのではないかという方向で進めている。そしてまた、やり方についてどうするかという部分も検討しているという状況でありますので、ストーカ方式にもいろいろなメーカーがあるわけですがけれども、そういうものを一生懸命検討しているのではないかというふうに私は認識している次第であります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、報告第5号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに請願、陳情を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算、決算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに請願、陳情を除く付議事件は、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算、決算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等の説明によるものとしたいと思います。

委員会に付託される付議事件につきましては、運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの方に質疑の機会を譲るようお願いいたします。

なお、明らかに大綱質疑とならない発言については、発言の中止を命ずる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○議 長 日程第6、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

請願第1号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第7、陳情第2号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。

陳情第2号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議長 長 日程第8、第18号報告 継続費精算報告書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第18号報告 継続費精算報告書についてご説明申し上げます。

一般会計における継続費の1つの事業が令和元年度で完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、ご報告申し上げます。

3ページの別紙でございます。継続費精算報告書でございます。表の構成は、それぞれの事業について、年度ごとに左から大きく全体計画、実績、比較となっております。

一番左の列の事業名、8款土木費、2項道路橋りょう費、樋渡東西線JR委託事業は、平成27年度から5か年の継続事業であります。5年間の支出済額合計は、中央の実績欄の支出済額の一番下のほうですけれども、その計であります、20億2,679万5,519円となっております。その左側、財源内訳を見ていきますと、特定財源、地方債では、合併特例債が8億2,750万円、県地域づくり資金が4,330万円であります。

その他の欄に計上しております56万2,133円といいますのは、撤廃物の売却収入——仮設で利用しましたレール類などの鋼材くずを売却した収入であります。

右側の比較の欄で年割額と支出済額の差、一番下のほうの計を見ますと、313万4,481円が年割額の合計から支出済額の合計を差し引きました精算残額ということになります。

以上が第18号報告の説明でございます。終わります。

○議長 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 以上で、第18号報告 継続費精算報告書について（南魚沼市一般会計）を終わります。

○議長 長 日程第9、第19号報告 健全化判断比率についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第19号報告 健全化判断比率についてご説明を申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づくもので、健全化判断比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標につきまして、令和元年度決算に係る比率を算定し、監査委員の意見を付して議会にご報告申し上げます。

1ページの表をご覧くださいと思います。4指標の算定結果であります。最初に数値

の報告をさせていただき、内容につきましては、3ページからの資料に基づいて説明をさせていただきます。

最初の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支に係る比率で、2番目の連結実質赤字比率は、特別会計を含めた市全体の会計の実質収支及び資金不足等に係る比率であります。それぞれ赤字あるいは資金不足は生じておりませんので、該当なしとなっております。

3番目の実質公債費比率は、1.5ポイント減少して14.0%、将来負担比率は、19.8ポイント減少しまして106.5%の算定結果となりました。

次に、それぞれの算定結果の内容につきましてご説明申し上げます。3ページ以降であります。3ページをお開きいただきたいと思います。総括表①から④というものを添付しておりますけれども、これらは、財政健全化法第3条第3項に基づく、県知事への報告様式と算定資料そのままであります。

3ページのほうですが、総括表①は、健全化判断比率の状況であります。上の表は、1ページの表と同じ内容。下の表は、財政健全化法で定めます財政状況の判断指標でありまして、早期健全化基準と、それより状況が悪い財政再生基準の2段階の基準を示しております。令和元年度決算の算定結果は、いずれも早期健全化基準を下回っております。

めくっていただきまして4ページ、総括表の②であります。実質赤字比率も含めました連結実質赤字比率の状況であります。左側の上の表が、城内診療所特別会計を含めた、一般会計等の実質収支額と、それにより算定をいたしました実質赤字比率であります。

そのほか、左下側、3つの特別会計の実質収支額と、右側、公営企業会計の資金不足・剰余額の合計額の標準財政規模に対する比率が、連結実質赤字比率として右側の最下段に記載をされております。

ページ左下のところに米印がございますけれども、実質収支、連結実質収支ともに黒字でありますために、比率はそれぞれマイナスの表示となっております。該当なしということがございます。

次の5ページ、総括表③であります。実質公債費比率の状況であります。実質公債費比率は、1年間の経常的な一般財源収入における借入金の返済額が占める割合でありまして、3か年の平均値を表す比率であります。

計算としましては、借入金の返済額に当たります、表の①から⑦の合計が分子となります。中央の表左側、⑫から⑭の合計、経常一般財源であります標準財政規模が分母となります。これを基準といたしまして、⑧は返済のための特定財源として、分子のみから控除する額。令和元年度では都市計画税の廃止の影響により大きく減額となっております。⑨から⑪までは元利償還金に対して交付税算入される額——これは一本算定でありますけれども——これは分子・分母両方から控除される額ということになります。

これらによりまして算出されました、令和元年度決算に係る単年度の比率が、中央に並んでいる、右から2番目の最下段の、令和元年度、11.60023となり、直近3か年平均で右端の表の14.0になるものであります。

減となりました大きな要因としては、水道事業におけます高料金対策が非該当になったということ、及び下水道事業におきまして企業会計移行によります繰出基準の算定の変更等によりまして、分流式下水道に要する経費が大幅に減ったということが挙げられます。

また、高率だった平成 28 年度が 16.411228%という非常に高い数字でありましたけれども、3 か年平均ということで今年から外れたと。これも 1 つの要因であります。

表の④にあります、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金の額が大きく影響しておりますけれども、特別な事情がなければ、短期的には今後もこの水準が続くものと考えております。しかしながら、景気の動向であるとか、人口減による市税の減収などが想定以上に進んだ場合、全体として比率の悪化につながることから、新規債の発行を伴います投資的事業の実施については、今後も計画的に厳選をして進めていかなければならないものと考えております。

6 ページが総括表の④であります。将来負担比率の状況であります。一般会計が将来にわたって負担しなければならない、実質的な負債額の標準財政規模に対する比率であります。財政健全化法で定める早期健全化基準は 350%となっております。言い換えますと、地方債や公営企業債等繰入見込額から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額が、経常的な年収の 3 年半分を超えると要注意であるということになるわけであります。

将来負担比率は、財政健全化計画への取組最終年度の平成 22 年度決算において、150%台となりました。その後は、ほぼ横ばいから減少傾向で推移してきております。令和元年度決算におきましては、地方債現在高、公営企業債等繰入見込額などが大幅に減少したことや、ふるさと応援基金の増額によりまして充当可能な基金が増えたことで、充当可能財源の減少を抑制できたことなどによりまして、前年度比 19.8 ポイントの減少、106.5%という数字になったわけであります。

一番上の表が、将来負担額の内訳であります。左側の地方債現在高は、財政健全化計画に基づきました大型普通建設事業等の終了、起債償還額のピーク時期の重なりによりまして、前年度比 19 億 3,260 万円減少しました。3 番目の公営企業債等繰入見込額は、27 億 8,438 万円の減少であります。これは、各企業会計の起債残高が減少していることによるもののほか、水道事業におけます高料金対策の非該当及び下水道事業において企業会計移行による繰出基準の算定の変更等によりまして、分流式下水道に要する経費が大幅に下がったことによりまして、各会計への将来負担額を算定する負担割合が下がったということが影響しております。

中央の表、充当可能財源等を見ますと、充当可能基金は、ふるさと応援基金の増加などによりまして 7 億 9,646 万円の増、充当可能特定歳入は、都市計画税の廃止などによりまして 3 億 8,076 万円の減、基準財政需要額繰入見込額の減少などによりまして、合計で 16 億 398 万円ほどの減となっております。

以上によりまして、一番下の分数式では分子となる将来負担額から充当可能財源等を除く、A マイナス B が前年度比 32 億 8,383 万円の減、分母では標準財政規模 C の減と算入公債費等の額 D の微増によりまして、前年度比 1 億 7,737 万円の減少となりました。結果、前年度比

19.8ポイントの減少ということになったわけでありませう。

企業会計を含め起債残高は減少しております、債務負担や設立法人への将来負担も減少していることから、算定式の分子は減少しております。しかし、標準財政規模の縮減は確実に進んでおります、分母の減少も避けることはできません。分母の減少による影響以上に、起債総額の削減を今後も進めていく必要があります。

以上で、第19号報告の説明を終わります。

○議 長 次に、監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

○監査委員 それでは、資料に基づきまして令和元年度決算に基づく健全化判断比率審査意見報告を行わせていただきます。

審査の対象ですが、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。

審査の期間は、令和2年7月27日から令和2年8月6日までの期間となっております。

審査の方法でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施させていただきました。

審査の結果でございますが、審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成はいずれも適正に行われております。

続きまして、健全化判断比率の状況でございますが、実質赤字、連結実質赤字はありませんでした。実質公債費比率は、前年度に比べ総務部長より報告のあったとおり1.5ポイント低下して14.0%、将来負担比率は、前年度に比べ19.8ポイント低下し106.5%でありました。いずれも早期健全化基準を下回っておるところであります。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 以前に比べますと大分数字も下がってきまして、そういう問題でもないのですけれども、個人的にはいい数字に近づいてきたなと思うのです。ちょっと確認だけさせていただきたいと思いますが、今回、実質公債費比率、将来負担比率が下がった原因、3点ほどお話がありました。下げないでいた大きな理由の3つが取れたわけですので、今後、実質公債費比率にすれば14.0%、この辺りが目安というか、平均的というか、標準的な財政運営の基準的なことになるのではないかという思いがあるのです。

そういう中では今年、国勢調査がありまして、人口も減るでしょうし、それに伴っての地方交付税も減るのでございますけれども、まだまだ厳しい側面はあるのですが、今後の財政運営的には、今まで18%未満辺りを基準に置きながら進めてきたわけですね。今度、ある意味でこれが基準化されると、14%程度を基準に財政運営をしていこうかというようなことを、今回の健全化判断比率が出た中で考えたのかというか、そういうお気持ちを持たれたのか、ちょっと

お聞きしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 説明でも申し上げましたけれども、今回の下がった理由というのは、大体、制度的な問題が大きかったわけであります。確かに負債額を一生懸命減らしてきた努力は報われていると思いますけれども、こういった制度的な変更の上で大きな変更があった。これはほかの市町村においても大体同じ波がいくわけです。そうしますと、今まで18%という数字が1つのメルクマールだったかも分かりませんが、ここら辺——14、15%の辺りでやはり考えていかざるを得ないという時代が来るのではないかと。我々はそういう観測を持っております。全体の数字がもう一年ぐらいますとほかの市町村の動きもつかめてくると思います。その上でまた改めて分析をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今、総務部長の今後の考え方を含めて聞かせていただきまして、一安心したのですけれども。このまま放っておきますと、やはり人口も減ったりすると、この数字も動いていくのですけれども、今、部長が言いましたように制度的なものが取れた、大きな重しが取れた。ここをやはり基準にしていかないと、これからの総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂があるのですけれども、そういう中でもそこを基準にした、14%、15%というのを基準にした財政運営をその計画の中に盛り込んだ、そういうのにしていただけるものだというふうな、考えているのだということに理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 おっしゃるとおりだと思います。これは全体的にそういう数字にシフトしていくのだという前提で、やはり考えていかざるを得ないというふうに考えております。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 同僚議員からも出ましたけれども、これはあくまでも財政健全化を判断する比率であって、この数値が上がった、下がったということではなくて、では、南魚沼市としては数値自体は改善されたけれども、これを見て市の財政運営は健全であったと考えているのかどうか、そこが一番聞きたいところです。

もう一点は、これは健康診断でありますから、全国同じ比率でやっていますので、そうすると類似団体——毎年言っていますけれども、類似団体と比較した場合にうちはどうなのだというところでの本当に健全なのかどうかという判断、これをお聞きしたいのです。この2点、お願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 説明でも申し上げましたけれども、厳しい状況は主に大きな点では変わっていないだろうと思っております。決して安閑とはしてられない。そういう状況にあることは間違いありません。数字は下がりました。下がったのは、努力して下がった部分も確かに

あります。それは認めていただきたいのですけれども、そこにあぐらをかきわけにはとても
いかない状況であります。これは今後も厳しい厳選をした中で事業を進めていかざるを得な
い。この状況は変わっていない。これは認識として申し上げたい。

類似団体の数字ですけれども、先ほど言いましたように、制度的に大きな変更を加えられ
ている時期であります。我々だけではないわけです。その中でほかの類似団体の数字とい
うのはまだつかめておりませんので、そこら辺の分析ができましたら、またご報告申し上げ
たいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 新潟県では 30 市町村の中でというのは、比較はいつも聞かされてはいるの
だけども、なかなか総務部長が言ったように、類似団体と比較してこうだったということ
についての報告がなかなか聞かされていないのです。やっぺらっしやるのですけれども。
今度はきちんと報告をしていただきたい。それをきちんとやるかどうか、その点だけお願い
します。

○議 長 財政課長。

○財政課長 今ほど総務部長のほうで申し上げましたとおり、県内の類似団体の比較表と
いうか、県内が発表する中で類似団体のところは確認できますが、なかなか全国の類似団体
というところにつきましては、今、うちの市が入る区分としましては、人口 5 万人以上 10 万
人未満、産業構造で第 3 次産業就業者割合が 55% 以上というところの分類に入ってきて、お
おむね 65 か 70 団体が全国の類似団体になるかというふうに見ているのですが、そのとこ
ろが全国的に発表されているものではないので、独自でその辺りを見ていくということに
なるかと思えます。なかなかその自治体によっていろいろな状況等もありますので、例えば
実質公債費比率だけを比較していいのかということもあります。データのものは見ていき
たいと思いますが、きちんと形でどういうふうな報告すべきかというところは、もう少々
こちらの内部でも検証が必要だと思っております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 19 号報告 健全化判断比率についてを終わります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。再開を 1 時 20 分といたします。

〔午後 0 時 03 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 20 分〕

○議 長 日程第 10、第 20 号報告 資金不足比率についてを議題とします。説明を
求めます。

総務部長。

○総務部長 第20号報告 資金不足比率についてご説明申し上げます。

本報告も第19号報告と同じく、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、公営企業の経営状況を表す資金不足比率を算定し、監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率を求め、経営状態の悪化の度合いを示すものであります。ここでの資金不足額は、先ほど第19号報告で申し上げました、連結実質赤字比率の算定に用います資金不足額・剰余額と同じであります。

1ページの表のとおり、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計の3会計とも資金不足額は生じておらず、資金不足比率は該当なしとなっております。

3ページの算定式の表をご覧くださいと思います。公営企業法適用事業の算定表であります。表の左側(1)の $a - b$ 、これは隣にあります流動負債 a から控除額等 b ——企業債などです——を控除した額から(2) $c - d$ 、流動資産の c から貸倒引当金などの控除額等 d を控除した額を差し引いた額が(3)の額であります。財政健全化法の施行令により算出される資金不足額ということになります。

資金不足額がマイナスとなっておりますので、連結実質赤字比率に用います数字は(5)では剰余額ということになります。水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計いずれも黒字ということであります。

したがって、(6)が資金不足額となりますけれども、不足となっておりますので、数字が入らずに(7)の右側、資金不足比率は該当なしとなるものであります。

以上で第20号報告の説明を終わります。

○議長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

○監査委員 資金不足比率の審査の報告の前に、大変、私の確認不足による訂正を1か所お願いしたいと思います。ご了承よろしく願いいたします。

訂正の場所は、下段のほうの会計の名称——水道事業会計、病院事業会計、下水道特別会計となっておりますが、下水道の「特別」を「事業」に訂正をお願いしたく、よろしく願いいたします。

それでは、資金不足比率の審査報告をさせていただきます。

審査の対象ですが、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございました。

審査の期間は、令和2年7月27日から令和2年8月6日までの期間でございました。

審査の方法ですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査させていただきました。

審査の結果でございますが、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎とな

る事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われておりました。

先ほど総務部長より報告がありましたとおり、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計、いずれも資金不足は発生しておりませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 20 号報告 資金不足比率についてを終わります。

○議 長 日程第 11、第 21 号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 21 号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について説明いたします。これは、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき経営状況を説明するものです。

それでは、第 26 期事業報告書及び決算書をご覧ください。1 ページの 1. 現況に関する事項の (1) 事業の経過及びその成果でございます。当市においては、昨年 10 月の消費税引上げから引き続いた異常少雪、新型コロナウイルス感染症の影響により個人消費がなかなか伸びない経済動向でありましたが、大型スーパーを核として図書館、内科・整形外科医院との相乗効果により、安定的な経営を図っております。テナント全体の売上げは、昨年対比では 88.4%、客数対比で 87.6%となり、決算は売上高 1 億 8,278 万円で、前年比 93.6%となり、当期純利益は 103 万円となりました。

続いて、(2) の売上高の明細でございますが、固定賃料収入が前期比 100.5%となっております。施設使用料収入 91.6%、手数料収入 93.6%、共益費収入は前期比で 91.4%でした。直営店売上高は前期比 89.1%となり、全体として前期比 93.6%となっております。

めくっていただきまして 2 ページの (3)、(4) は記載のとおり。(5) 設備投資の状況、スプリンクラーを 2 台増設しております。下段 (6) 財産及び損益の状況の推移でございますが、第 26 期の売上高は 1 億 8,278 万円で前期比 93.6%となり、当期純利益は 103 万円で前期比 18.2%となっております。この結果、表の最下段の純資産は 3 億 5,214 万円となりました。3 ページ (9) 従業員の状況については、記載のとおりパート従業員を合わせて 10 名となっております。

次の 2. 会社の株式に関する事項については、記載のとおりで前期と変更はありません。

めくっていただきまして 4 ページ、3. 会社役員に関する事項につきましては、記載のとおり 5 名の取締役と 3 名の監査役となっております。令和元年 6 月に、新たに宮内達也氏、勝又義一氏、南雲孝弘氏の 3 名が取締役に就任、同月に遠藤泉氏が常勤監査役を退任し、関茂

氏が選任されております。また、1名、石原健一取締役が同年6月に辞任されています。

5ページの貸借対照表ですが、表の左側、資産の部の流動資産5,886万円は、現金及び預金が多くなっています。固定資産8億6,089万円については、減価償却の関係で前期比1,995万円減となっております。資産合計は9億1,975万円で、前期比1,395万円の減となっております。表の右側、負債の部の流動負債2,105万円は、前期比で471万円の減となり、固定負債5億4,655万円は、前期比で1,026万円の減となっております。この結果、負債合計5億6,761万円は、前期比で1,498万円の減となっております。純資産合計3億5,214万円は、前期比で103万円の増となりました。

次に6ページ、損益計算書でございます。売上高が1億8,278万円で、売上原価が4,104万円となり、売上総利益は、前期比738万円の減で1億4,173万円となりました。この売上総利益から販売経費及び一般管理費を引いて、123万円の営業利益となり——ちなみに、前期第25期においては380万円の営業利益でありました。営業外収益は131万円でありましたので、営業外費用の雑損失を差し引いた経常利益は254万円となりました。

この結果、103万円の純利益となり、前期より460万円減となりましたが、7期続けての黒字経営となっております。今後もさらなる安定経営に向け、経営改善を進めていくこととしております。

7ページの株主資本等変動計算書は記載のとおり、2ページでも説明いたしましたが、表の一番右、最下段の純資産合計は前期より103万円増えまして、3億5,214万円となっております。

続きまして、もう一つの冊子、第27期事業計画書及び予算書をご覧ください。1ページの1.基本方針、重点事項につきましては記載のとおりでございます。

2ページの2.会社役員に関する事項については、記載のとおり、令和2年6月の株主総会で6名の取締役と3名の監査役が選任されました。新たに南雲勇路氏が取締役に、監査役に南魚沼市会計管理者の山崎一也氏がそれぞれ選任されています。

3ページの第27期予算書でございますが、第26期決算額との比較表となっております。売上高はテナントの賃料や直営店の売上げなどですが、1億8,966万円で688万円の増を見込んでおります。売上原価は直営店の仕入れ原価4,356万円で、売上総利益は1億4,610万円となっております。人件費や地代・共益費支払いなどの販売費及び一般管理費が1億4,401万円で、結果として営業利益は208万円を見込み、経常利益は209万円となっております。これらを合わせまして、第27期の純利益は前期決算比76万円増の179万円を見込んでおります。

なお、ただいま説明しました貸借対照表、損益計算書、予算書などの資料の記載金額は、1,000円未満を切り捨てて表示したものでありますので、一部の合計数値が一致しない場合がありますので、お願いいたします。

以上で、第21号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、1 ページ目のほうで売上高の明細が示されておりますけれども、本来、六日町街づくり株式会社とすれば、固定賃料収入からほとんどの返済等の負債でありますか、その負担がなされていくべきものでありますけれども、5,100 万円ぐらいということで、前年と若干減ったかぐらいであります。当初始まったときには年間 2,000 万円の返済ということが、県との話合いの中で 1,000 万円ということでやりましょうということで始めて、今期についても 1,000 万円の返済は滞ることはなかった。なかったのですけれども、2 ページのほうを見ますと、令和元年度の売上高に対する一株当たりの当期純利益、前年度に比べて 270 円ほど下がってきているという、大きく下がったわけですが、この辺を取締役会の中では売上げが・・・ことでもない。

しかしながら、一株当たりの当期純利益が下がってきているということについて、ただ単に新型コロナウイルスのせいとか、そういうことではなくて、やはり賃料値上げであったり、収入アップにつなげるようなことをしなければならぬのではないかという話があったのではないかなと思いますけれども、そこら辺の事情をお聞かせ願いたいなど。

それから、3 ページ、大株主で出されていますが、関口幸子さんのほうですけれども、非常に株が——私の間違いでなければ、前年に比べて 93 株ほど増えているのかなというのがありましたので、大株主さんでない小株主の中で株の売買といたしますか、移動が相当あったのではないかと思うのですけれども、そこら辺の事情についてお聞かせを願いたい。

以上、2 点であります。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 それでは1 点目、今後、六日町街づくり株式会社のほうがどういう運営をしていくか、現状を捉えた中でありますが。確かに賃料が主でありますので、なかなかそこが増収するというのは非常に厳しい部分がございます。そういう中で今回の減収についての分析というのは、先ほど説明したとおり、消費税の増税、それから異常少雪、そこから新型コロナウイルスと来ていますので、その部分の影響は全くありませんが、取締役会の中では直営の店舗について何らかの改善をし、収入を上げていく方向、これは必ず議題に上がっておりますので、今現状、賃料のほかにどれだけ増収を見込めるか。ここについては、今の新しくできた 100 円ショップの部分について大分議論が進んでおります。新しく増収する部分があれば、その店舗を違う展開にしたいということは取締役会の中でも話が出ております。

もう一点の大株主以外の小さいほうの株の売買ということでありますが、これは今回、株主総会が書面決議によるものであります。それで、この部分につきましては、私が出た記憶の中では、ちょっと株の売買について話が出たことも聞いておりません。亡くなった方のものが引き継がれた部分等ありますけれども、小さい株が売買されたというのは報告もございませんでしたし、今のところないのではないかという推測であります。

ただ、細かい部分につきましては、私たちのほうで情報を持っておりませんので、出た会

議の中では、今まではそういう話はありませんでした。ですので、私が出た印象で答弁になるかどうか分かりませんが、ないものというふうには思っております。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず一株当たりの純利益が相当下がったことに関連してでありますけれども、恐らくショッピングセンターとしてやった場合についての、六日町街づくり株式会社から賃料を頂いている部分ですけれども、ショッピングセンター・ララの部分であります。ララの部分とすれば、例えば朝市だったり、夕方市だったりということで、売上げを伸ばす努力をしたいと。したいのだけれども、図書館と併設であるがために、そこは非常に制約があるという、これは前々から言われていたところです。これについて図書館との併設であるが、ここはこういうふうにしたほうがいいのではないかというようなところが、取締役会で話が出ていたのではないかと思いますけれども、そこら辺をお聞かせ願いたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ララの中の良食生活館の部分だと思います。ただ、図書館のほうとは、影響があるかどうかというのは、私はちょっと認識しておりませんが、営業時間がララは今、午後9時まで開いております。1年近く前まで午後10時までやっておりました。図書館は午後7時までですので、特に図書館の営業時間に合わせてというのはありませんけれども、入り口の、確かに表玄関のほうの制約はございますが、図書館の営業時間の影響で、中のショッピングセンターが時間を考慮しているということはございません。その点につきましては、取締役会の中でも特に問題は出ておりません。

ただ、良食生活館につきましては、今まで長い時間やっていたのが、あまり遅くまで開けていてもお客さんが来ないということで、若干短くしたという経過がございますが、図書館の運営時間との影響はないものというふうには思っております。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうした中で取締役のほうで若干変動があったわけでありまして。そういったところで特に六日町街づくり株式会社としての売上げを伸ばすということについては、取締役についても、やはり新しい考えの方を入れなければならないというふうなところで、新しい取締役が入られたのかなと思いますけれども。これは、ただ単に株の移動等でそうなったということなのかということで、取締役の移動については新しい考えの方を入れて売上げを伸ばすのだという、そういうふうな考えでやられたのかどうか。そこをちょっとお聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 新しい取締役が必ず株主であるということではございませんが、当然、取締役の中でやはり若い方のエネルギーといいますか、知恵をお借りしたいという部分があります。今回、新しく入られた方も地元で飲食店をされて非常に斬新な考えを持っております。今まで直営店を開く、その中のアイデアの部分についても大分違う意見が出ております

ので、また新しい形で事業が展開されるものというふうに私としては認識しております。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第3セクターということですが、ちょっと先ほどの質問とダブりますけれども、返済計画が2,000万円ずつという話でしたが、順当に1,000万円ずつは返しているのかどうか、ひとつお聞きします。

それについて中小機構のほうはどういった考え方というか、指導が入っているか。あったらお聞きします。

それから、利益がガクンと落ちている中で、取締役、監査役の予定の——予算書では値上がりをしていると。要するに手当が上がっています。それについてどういった見通しでそういった形になるのか、ひとつお聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 それでは1点目、返済計画2,000万円が1,000万円になっているという、計画でいけば2,000万円ずつ返済するところ——ただ、今7期連続黒字という中では1,000万円ずつの返済になっております。ここはきちんと返済しております。ただ、中小機構のほうから高度化資金について指導があるかという点——指導といいますか、今の計画で行くと、ちょっと正確な年数は分からないのですけれども、あと7年ぐらいでまた返済計画を見直さなければいけない時期が来ます。そのときに今のペースで行くと——1,000万円ずつであると、今後50年近くかかります。そういうわけにはいかないという高度化資金を貸しているほうとしては、やはり何らかの形で経営計画を改善して出していきたいという指導といいますか、要望は来ております。

あと、利益が落ちている中で、取締役、監査役の報酬等が上がっているということですが、実際、今までここが上限でありまして、ここまで支払っていることはありません。取締役が73万円、監査役30万円まで支払うといいますか、上限という形で設定しておりますので、必ずここまで払っているということは、今までの中でもないというふうに聞いております。

以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 返済計画でいくと平成38年まで2,000万円ずつという形で、その時点で多分、見直しをするのだろうというふうに思いますが。当時、計画したときにはその時点で3億5,000万円は残るだろうという形で私は聞いたことがあるのですけれども、この格好でいくと平成38年というと6年後ですか、残債はどれぐらいになるだろうと。要するに1,000万円ずつ返していったとすればということですが、そこをひとつ、中小機構との関係を維持していくにはどの範囲にしなければならないとか、そういう目標というものはあるのかどうか。

前段でもちょっと言いましたけれども、第3セクター自体が——多分、ご存じだろうと思うのですけれども、総務省の指導では第3セクターというのは、極力ひとつ自治体は絡むなという方針が出てきているわけでありますので、そういった方向性というものは持って、

あるいは役員会等で提起しているかどうか、ひとつお聞きします。

それから、もう一点の役員報酬についてですけれども、こう書いていて、それだけ払っているというのではないということになれば、では幾ら払っていますかという話になるわけですが、要するに監査役が1万円上がるのですね。そして、役員報酬というのは73万円が80万円になるのですよね。7万円上がるのです。そうすると売上げ、あるいは利益をどういふふうに予想しているかという、そこになるわけです。やはり借金返済もなかなか思うようにいかないという中で、こういった姿勢で臨んでいって大丈夫なのかという話になるのですけれども、その辺、毎年聞いて申し訳ないのですが、ひとつ示していただきたいというふうに思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目、高度化資金のほうの見直し、平成38年で3億円。ちょっと私、今、返済の表を持っておりませんが、10年単位で中小機構のほうは更新をしていきます。そのときに経営方針を返済計画とともに提出して、高度化資金のところからまた承認を得るといふ形でありますので、何年現在で幾らという、とりあえず今1,000万円ずつ返していった場合には、約5億円ありますので、そのような形で考えていただければと思います。

もう一点の役員報酬の新年度の部分も、取締役は増えております。それで年額報酬を80万円以内とする。来たときの取締役会の日当といいますか、ここを払いますので、誰々に幾ら支払うというような形ではございません。例えば取締役社長が報酬はこうですよというような、取締役会が開かれた分に対して支払いをしているという形でありますので、ちょっと岡村議員もその部分はちょっと勘違いされているのかと思います。ですので、幾ら幾らというよりは何万円以内という形で報告をされているのではないかというふうには思っております。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2,000万円ずつ返すという計画は平成29年からです。平成29年から平成38年で10年です。ですから、そのときになって計画をするのではなくて、それまでにどういった改善をして、どういった返済が可能なのかという辺りが協議されているかどうかということ。そうしないと、ずるずる伸びていく、いい加減にしてくれよという話になってきたときには、大変なことが起きると。こういうことだと私は思っているもので、要するに、そこを残債がこうなるからその前にこれだけ努力してもらわなければならないかという話が——やはり監査役を送っているわけですから、そういう見通しというものはある程度持った形でやれるのかどうか、ひとつお聞きします。

役員報酬と監査役報酬改定、それだけ払っているとは限らないという話は、ちょっと私は考えられないですが。では、この会計年度で予算はともかくとして、今会計年度で取締役、監査役にどれだけ払っているか、ひとつお聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 高度化資金のほうでありますけれども、あくまでも返済するのは株式会社のほうであります。私たちがそこで返済計画について意見する場ではございません。株主

総会場で、もしかしたら株主から意見が出ることもあろうかと思えますけれども、市のほうで、返済計画について助言、アドバイスを求められれば、できないことはありませんが、私は取締役会に出るときも、あくまでもオブザーバーでありますので、そういう場はございません。

監査のほうにつきましては、当然、執行状況の部分について監査は適正にされておりますが、返済計画についてどこまで私たちが意見できるかということは、ちょっとなかなかその場になじまない部分かというふうには思っております。

それともう一点、役員報酬、ここに書いてあるとおり、書き方が、もしこれが適切でないということになれば、またちょっと株式会社のほうにもお伝えいたしますけれども、取締役の年額報酬を80万円以内とするという形で取締役が7人いるわけです。この方たちが総会、また取締役会に出たときの日当等をこの中から出してどのぐらい支払っているかを、私たちがちょっとそこは知るべきがございません。必要であれば、またそういう部分もお答えできるようにしておいたほうがいいのかと思えますが、どうなのでしょう、こちら辺が、地方自治法に沿って出している報告書の中で、そこまで出す必要があるかどうかという点も併せて協議していただかないといけないかというふうには思っています。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 ちょっと1点だけお聞かせ願いたいと思います。これを見ますと、2ページ、設備投資の状況です。スプリンクラーの増設を2か所行っていますけれども、私は別にここについて高過ぎるなんていうことが言いたいわけではなくて、やはり年数がたてば当然設備投資や何か修繕というのは出てくると思うのです。これを見ても設備投資で120万円ぐらいかかっていますよね。今年の純利益が100万円ちょいと考えると、ここでもかなり設備投資で金がかかるわけです。今後もっと大規模な改修とかあったときの場合を想定して、何らかの手段をとっておられるのかどうか。そういうふうなのは取締役会で話し合われているのかどうか。それだけお聞きしたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 令和元年度にスプリンクラー2台増設ということで120万円、その前年度は防犯カメラを設置しております。そこも増設であります。これから大幅な改修が必要になるかということでもありますけれども、建物の耐用年数等からいけば、様々な部分が、老朽化している部分は出てくると思いますが、こういう設備につきましては、当然株式会社としていただかなければいけない部分もあります。

市が区分所有している部分もありますので、もし、そういう大規模な改修が必要となれば、やはり年次計画等を立てた中で進めていくしかないのかなというふうには思っております。いかにせよ、老朽化していることは確かでありますので、準備はしなければいけないというふうには思っております。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 まさしくその点なのです。市も当然、区分所有しているということは、あ

る程度の改修になれば、確実にお金が必要になるわけです。だからこそ、市のほうでもこれはちゃんと話し合っ、どの程度で必要になるかというのをきちんと明確に考えておかなければ、市のほうだって急にお金を出せと言われても出せないわけですから、その部分をきちんと取締役会で——オブザーバーで意見は言えないということもさっきおっしゃいましたが、そういうところはちゃんと相談してもらったほうがよろしいのではないかと思います。その点についてもう一度ご返答をお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 取締役会につきましては、オブザーバーでありますので、そういう意見を言う場ではありませんけれども、株主総会になれば、株主でありますので、そういう場では意見を述べる場がございます。市長のほうから出席していただく形になろうかと思っておりますが、そのときにはそういう現状を踏まえた中で意見、指摘等もしていただけるものと思っております。常にそこら辺につきましては、六日町街づくり株式会社と部分所有している部分がありますので、話し合いは常に密にとっていきたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 21 号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてを終わります。

○議 長 日程第 12、第 22 号報告 株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 22 号報告 株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出について説明を申し上げます。この報告につきましても、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき書類を提出するものでございます。

それでは、第 24 期事業報告書をご覧ください。1 ページの I、事業の経過および当期概況ですが、アグリコアでは従来から南魚沼産を中心とした新潟県産ぶどうによる製品製造方針を堅持しています。一昨年の酒税法改正があり、国産ぶどう 100%で製造したワインのみが日本ワインを名乗れることになり、外販部におきましてもその影響は大きく、商品のリニューアル効果もあり、好調に推移いたしました。

また、第 24 期においても、日本ワインコンクールにて越後ワインメルロー2016 が受賞し、品質の高さも評価をいただいております。外販部門、レストラン部門では第 3 四半期までは好調を維持しておりましたが、記録的な異常少雪、そして新型コロナウイルス感染症の拡大により、イベントの中止や夜間営業の自粛など営業形態にも影響があり、売上高は前期に比べ減少しています。レストラン部門では定休日を設けることにより人件費、管理費などの削減から営業利益の増加につながっています。売店部門は商品リニューアルにより高額商品の販売が好調で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの増収となっています。

期末に異常少雪、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げにつきましては、製品売上高 7,445 万円、前期比 94.9%、売店部門では 4,399 万円、前期比 119.4%、レストラン部門は 4,520 万円で前期比 91.1%と、売店部門以外は減収となりました。全体としては、売上高 1 億 8,246 万円、前期比 99.4%で当期の経常利益は 294 万円となりました。働き方改革等を通じて生産性が向上し、低調ではありますが、減収増益となっております。

続いて、2 ページの 1、営業成績および財産の状況の推移です。今ほど説明いたしましたとおり、利益決算の業績状況となっております。

次のⅡ、会社の概況につきましては、1、2、3 と前年度と変更はありません。

3 ページの 5、従業員の状況につきましては、記載のとおりパート及び越後ワイン株式会社からの出向者を含め 9 名となっております。6、取締役および監査役については、記載のとおり 17 名の取締役と 1 名の監査役となっております。

めくっていただきまして、4 ページの貸借対照表ですが、表の左側、資産の部、Ⅰ流動資産 1 億 3,647 万円は、製品などの棚卸資産が主なものとなっております。前期比 1,590 万円の減となっております。Ⅱ固定資産 6,626 万円については、減価償却の関係で前期比 868 万円の減、資産合計は 2 億 273 万円で、前期比で 2,459 万円の減となっております。

表の右側、負債の部のⅠ流動負債 8,431 万円は、前期比で 1,099 万円の減。Ⅱ固定負債 1,317 万円は、借入金の減少により前期比で 1,478 万円の減となり、結果、負債合計 9,748 万円は、前期比で 2,578 万円の減となっております。その下の純資産の部のⅠ株主資本 1 億 525 万円は、前期比 119 万円の増となっております。

5 ページ、損益計算書ですが、1 ページで説明したとおり売店部門以外は減収となり、売上高は 1 億 8,246 万円で、売上原価が 1 億 791 万円となり、売上総利益は前期比 63 万円増の 7,454 万円となりました。この売上総利益から販売費及び一般管理費を引いて、前期比 117 万円増の 449 万円の営業利益となりました。営業外収益は 17 万円でありましたので、営業外費用の支払利息を差し引いた経常利益は、前期比 67 万円増の 294 万円となりました。この経常利益から法人税などを差し引いた当期の純利益は、前期より 52 万円ほど増の 214 万円となり、黒字経営を続けております。

めくっていただきまして 6 ページ、株主資本等変動計算書は記載のとおりで、2 ページの株式の状況及び 4 ページの貸借対照表でも説明したとおり、純資産の合計は、前期より 119 万円増の 1 億 525 万円となっております。

続きまして、第 25 期事業計画書及び予算書をご覧ください。1 ページには第 25 期の取組方針が記載されておりますが、南魚沼産を中心とした県産ぶどう 100%の製造方針を継続し、特に付加価値の高い商品の販売に力を入れていくこととしております。また、外販・売店・レストランの各部門においてもそれぞれ記載のとおり目標を掲げ、取組を進めていくこととしております。

めくっていただきまして 2 ページ、(3) ワイナリー部門・製造にあります、天候不順、災害、農家の高齢化などによる栽培面積の減少などで、収穫量が大幅に減少していて、第 25 期

では売上高等に大きく影響をしています。

3ページの第25期予算書ですが、第24期決算額との比較表となっています。売上高は15%減の1億5,500万円を見込んでおります。売上原価は仕入れや製造原価で9,200万円、売上総利益は15.4%減の6,300万円を見込んでおり、人件費、水道光熱費などの販売費及び一般管理費が6,400万円で、営業利益はマイナス100万円を見込み、経常利益は220万円となっています。

第25期の純利益は、前期の決算比54万円減の160万円を見込んでおります。

以上で、第22号報告の説明を終わります。

○議長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4ページ、5ページの貸借対照表並びに損益計算書に関してちょっとお伺いします。毎年お尋ねしていますけれども、来期に向けてのところで、市内のぶどう農家が高齢化のためにぶどうの生産量が落ちているというような話もありましたけれども、今期のぶどうの買上げ価格は幾らであったのか。

それから2つ目が、南魚沼市産のぶどうの割合、かなり苦戦しているというふうに聞いていますけれども、何%ぐらいであったのか。それと、旧大和町でぶどう生産を始めたというのは、農業の6次産業化でありますから、要するにぶどう農家の収入とすると、一反歩辺りどのくらいになったのかというところです。

もう一点は、今回は売上高が若干下がったのですけれども、当期利益からすると昨年よりもちょっと上がっているというところで、これはレストラン部分が頑張ったせいなのかどうかちょっと分かりませんが、そこら辺のほうが取締役会とか総会の中でどのように説明をされたのか。

以上、4点お願いします。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 買上げの価格であります。ちょっと価格と比率につきましては課長のほうから説明いたします。

売上げがちょっと上がっているというのは、先ほど説明いたしました、外販部門——要はお土産の部分であります。非常に観光バスに多く来ていただいております。前回、昨年の報告のときは、高速道路の事故によってワンマンバスが1人の運転手で来る距離というのが、非常に大和というのが微妙な位置でありまして、日帰りのルートから大きく外れていた部分がありまして、売上げがちょっと落ちたという影響もありました。が、アグリコアの営業努力といいますか、関東からちょっと新潟寄りの部分のほうからのツアーバスに非常に多く来ていただいて、栃木県等、また東京近郊からの部分によって、外販部門だけが非常に多く伸びているという部分はあります。

そこには商品の高額化——ちょっとプレミアム的な部分のワイン等高額な部分が売れているというのがありますので、そこら辺が増収につながっているのかなと思っています。それ

以外は減収になっております。ただ、もし、と言うのは変ですけども、新型コロナウイルスと異常少雪がなければ、非常に大きな数字を残したのではないかと考えております。バスにつきましても、大半がキャンセルになっている中でのこういう成績を残しておりますので、また次年度に対して期待したいところでもあります。先ほど寺口議員からの質問の中で、ぶどうの市内での収穫が減っているところがあります。どうしてもそうすると県内の中のほかのところに頼らなくてははいけませんので、その部分がどういうふう to 確保できるかというところも、今後の課題かと思っております。

細かい数字につきましては、うちの課長のほうからお答えします。

○議 長 農林課長。

○農林課長 ぶどうの買取り価格ということではありますが、ちょっとすみません。最新の数字はないのですが、キログラム当たり 250 円から 300 円ぐらいだということです。収入ですが、1反歩当たり 20 万円から 23 万円、最高で 30 万円ぐらいになると聞いております。

それから、市内産のぶどうの率であります、平成 31 年度というか、令和元年度で 67.6%、平成 30 年度で 68.5%という数字になっております。

以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 課長のほうが言ったように、市内のぶどうの使用量が徐々に下がってきているということも、農家自体が高齢化であり収穫量を上げるというほうまでいっていないところが見えてきている中で、今後この部分を、市産のぶどうをどうするのだというところが一番気になるところだけれども、それについては取締役会のほうでは、どのようにしたらいいかというような意見があったと思うのです。そこら辺を聞かせてもらいたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 高齢化等で収穫面積が減ってきているということは、やはりアグリコアのほうでも非常に懸念しているところでもあります。今の借入金も二、三年後になくなるということでもあります。そこで、計画の中では、ぶどうの苗木等をまた新しく注文したり、機械の入れ替え、外壁の塗り替え等も計画が出ております。ぶどうの苗木が注文してから 2 年ぐらいかかるということでもあります。

そこができて、またちゃんとした商品といいますか、成果品になるには、また 3 年ぐらいの時間を要するということでもあります。ちょっとなかなか即効性がある部分ではありませんが、やはり今、園芸を推進しているという部分もございますので、今後、そういう中でぶどう農園をしていただける方というの、市としてそこら辺はアプローチができるのではないかとこのように思っております。

取締役会の中でもやはりその部分、どういうふう to 面積を増やしていくかということは課題ではありますが、なかなか後継者不足、高齢者がやっている部分を今のところ担っていただけるというような具体的な話は出ておりませんが、やはり皆さんが同じ危機意識を持っているということは私も承知しております。その部分はやはり全体の力で解決していくし

かないのかというふうには認識を持っております。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 取締役会の中でも、売上げそのものを伸ばすよりも、利益率といたしますか、利益を上げていこうということで、雪室でのワインとか、要するにプレミアム付きということで、相当寝かせたワインで高級なものを出そうという考え方も当然出てきていると思うが、それにしてもこれ以上——製造能力がどのくらいなのかは知りませんが、新たな投資をしながら、利益を上げていくのだというところでの考え方というのは、取締役会では話が出されたのか。そこを最後に伺います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ワインがどのくらいの量かといいますと、平成30年度でいきますと、生産量が750ミリリットル換算ですと6万5,000本あったのが、令和元年度で5万8,000本ということで数量が減っております。当然ここは本来であれば、差額が損失なわけですが、この部分をやはり高級感を出すということで、企業の営業努力といたしますか、経営努力によって減収を抑えている部分であります。

ですので、減った部分をどういうふうな形でいくか。いずれ県内産ということであっても、なかなかこれ以上の部分をよそから回してもらえるかどうかということもあります。やはり、繰り返しになりますけれども、今、市内での収益といたしますか、収穫の量を増やしていくということが喫緊の課題ではないでしょうか、というふうには認識しております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1点伺います。第25期の事業計画がありますけれども、先ほど苗木を注文しても何年かかるとか、収穫できるまでに何年かかるという説明があったのですが、昨年はもうこのぐらいの時期には商品が売り切れて、ないという、ものによってはそういうものが幾つもあったのです。12月ぐらいまでかかると言われたのです。

今年度も4月から夏まで過ぎてきましたけれども、今年についてはそういった、お客様が買いたいと思うものがないというような、人気のものがもう全くないというようなことが起きていないか。駐車場もガラガラになってきています。新型コロナウイルスの影響もあるので、今年はそういったことはなく、これからの秋のシーズンが迎えられるような見込みになっているのかどうかを伺います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 人気でその商品が品切れかどうかというのは、ちょっと私は承知していませんが、一昨年、行ったクラウドファンディングによる事業で、やはりそのときのお客さんが非常に高額な商品を買っていただける人たちであります。そこにダイレクトメール等で販売しておりますので、その部分につきましては、今回の新型コロナウイルスが特に影響していないということは聞いております。ですので、高額商品につきましては、割と販路が安定して確保できているのかなというふうに思っております。

あと今年、先ほど申しましたが、売り切れているかどうかは分からないのですけれども、

ワインまつりが今までどおり行えないという形の中で、やはり今度はお祭りは開きませんが、ワインとぶどうについて現地で交換できるというような形で、案内が皆さんのほうにも行っているかと思えます。そういう中で、またそこでPRすることによって、次につなげていただくという形もとっているようですし、例年できない部分でぶどうの販売等も予定しているようですので、そこら辺は期待したいところであります。人気商品が売り切れているかどうかというのは、ちょっと私は承知しておりません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 22 号報告 株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出についてを終わります。

○議 長 日程第 13、第 23 号報告 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 23 号報告 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構の経営状況を説明する書類の提出についてご説明申し上げます。本報告は、市が 41.7%を出資する一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構につきまして、地方自治法 243 条の 3 第 2 項の規定により、その経営状況を説明する書類を作成し、議会に報告するものであります。

まず、第 3 期事業報告書及び決算報告書であります。南魚沼市まちづくり推進機構におきましては、第 1 期、第 2 期と不祥事と申しますか、ちょっと問題が相次ぎまして、市議会の皆様方にもご心労をおかけしたところでありますけれども、第 3 期におきましては、理事、社員とも心機一転の気概で精力的に事業を推進し開拓してきました。一新しようという中で、今まで MMDO という名前を使っておりましたけれども、これは一旦封印しようということで、使わないことにしております。皆さん方もできればご協力をお願いしたいということでございます。

継続事業もたくさんございますけれども、主に第 3 期において新規に取り組んだ事業、その成果等についてご説明申し上げたいと思えます。まず、第 3 期事業報告書及び決算報告書を開いていただきまして、1 ページであります。大きな 1 番目、基本的な考えとして 1 番目では、定款に定められた「住まう歓びを感じるまち南魚沼」の実現に寄与するために活動を行っているということ、2 番目では、出資者である理事及び社員との連携を密にした体制の下で事業を遂行したことが記載されております。

大きな 2 番目、活動による主な成果であります。1 番目、地域再生のための C C R C 構想関連事業企画・実施であります。市内の移住者受入体制を整備する取組でありますけれども、一番左の欄、事業名、各種団体との連携とありますが、教育施設やまちづくり団体、医療・福祉団体との連携であります。第 3 期におきましては、そこにあります②魚沼圏域の高校（8 校）、それから③にあります、愛・南魚沼みらい塾、④の雪国未来の人材創出コンソーシアム

について、新たな連携を始めたところであります。それぞれの団体との連携事業については、後ほどご説明申し上げたいと思います。

2 ページを開いていただいて、上から 2 段目になります。スキルシェアです。アプリを活用したボランティアの登録及び子育て世代の臨時的な就労の検討をしております。

その下、事業名、市内施設紹介。移住者の目線で南魚沼市を紹介する内容にホームページをリニューアルしました。2 人の方が反応を示したということであります。

その下、事業名、住居・店舗マッチング。これが第 3 期で新たな取組として行ったものであります。市内 8 つの不動産事業者と連携しまして、住居や店舗に関する空き情報の発信と相談を行いました。具体的な住居や店舗探しのサポート件数は 9 件ございました。

3 ページのほうの 2 番目、地域と連携した移住定住促進事業企画・実施であります。移住を直接的に推進するための取組でありまして、事業名、首都圏セミナー、①の移住相談では、成果の欄でありますけれども、末尾に「オーダーメイド型の個別移住相談を受けられる体制を整えた」とありますけれども、第 3 期においてようやく個々のニーズに応じた具体的な相談に応じる体制をつくることができたということであります。結果、3 件、3 人であります。3 件、3 人の移住が決定をしました。

その下、②若者向け無料帰省バス。これも第 3 期で新たに取組んだものでありますけれども、1 回目はお盆の時期——8 月 9 日でありましたけれども、この時期は利用者があまり多くありませんでした。2 回目の年末——これは 12 月 29 日でありますけれども、74 人が利用してくださったということであります。

その下、地元企業の欲する人材調査ということで、各事業所が特別待遇をしてでも確保したいという人材の給与等採用条件を南魚沼市まちづくり推進機構が聞き取りまして、その情報を実際に移住を検討している方に提供するというものであります。これは 11 件の相談がありまして、うち 4 件のマッチングとありますけれども、これは実際の就職であります。実際に就職した方が 4 人いらっしゃったという成果であります。

開いていただいて 4 ページであります。3 の I T パーク他市内の産業育成支援事業実施であります。I T パーク及び市内事業所の活性化に関する取組でありまして、事業名、G I T P の活性化。これはビジネスマッチングを目的としました、にいがた B I Z E X P O への参加支援であります。

その下、市内産業振興。これは事業承継及び起業・創業支援に関する取組。

その下、労働者の確保ということで、①採用戦略会議。これが新たな取組でありまして、ワークショップを中心に市内企業の情報交換、スキルアップを図っております。これは大変多くの方——そこにある数字でありますけれども、多くの事業所等から出席いただきました。その議論の中で、大学生、高校生に対するインターンシップが重要なのではないかというご意見、これが非常に浮かび上がってまいりました。②の企業紹介ビデオ、それから 5 ページにわたります③の高校生向けインターンシップ（職業体験）の取組。これらも議論の中で取組を始めたものであります。地元のすばらしさをいかに知らしめるか、これを最大の課題と

して実施してまいりました。新型コロナウイルスの影響で途中、中止せざるを得ない状況となりましたけれども、これは確かな手ごたえを感じたものであります。

5 ページ中段より 7 ページまでは、総会・理事会の状況であります。省略をしまして 9 ページ以降が決算報告書、開いていただいて 10 ページが貸借対照表であります。数字についてはちょっと省略をいたします。

11、12 ページは損益計算書。11 ページの上段から一番右側の列、合計のところには横線で囲まれたところですが、経常収益計が 1,999 万 2,742 円ということであります。12 ページをご覧くださいと、経常支出合計が 1,951 万 2,190 円でありまして、当期経常増減額は、経常収益計との差額であります 48 万 552 円ということになります。法人税、住民税及び事業税と前期繰越正味財産額を加味しまして、最終的には 12 ページの一番下の段、次期繰越正味財産額が 121 万 7,069 円という数字になっております。

14 ページは財産目録、15 ページはキャッシュ・フロー計算書、16 ページは監査報告となっております。

続きまして、第 4 期事業計画及び収支予算書であります。開いていただいて 1 ページ、基本的な考え方です。これは基本的には第 3 期と同じであります。定款に定められました「住まう喜びを感じるまち南魚沼」の実現を目指すために、A から D の 4 つの方針に基づいて活動を行うということにしております。

2 番目、事業の概要であります。①雪のある生活を求める移住検討者を主なターゲットとして移住の推進を行うということ。②地域の移住者受入体制の整備を進めるということあります。第 4 期からは、1 ページ最後の段落に記載のとおり、新たに市のふるさと納税に関する書類発送業務を行うということ。それに伴いましてパート職員を 1 名増員するというようにしております。

2 ページからは、A から F の 6 つに分類した事業内容の説明であります。A 基本運営事業。理事や社員との連携や基本的な事務の運営、広報に関する内容であります。B が移住推進事業。移住検討者から個別のニーズに応じた相談を受ける体制の維持、地元企業が欲しがっている人材の調査及びデータ化であります。住居及び店舗に関する空き物件の紹介による活性化。

3 ページのほう、C で市内企業活性化事業。にいがた B I Z E X P O 等への参加によるビジネスマッチング、あるいは採用戦略会議で市内事業所と連携した人材確保策の協議・情報共有などを図ってまいります。D ふるさと納税の書類発送。これが第 4 期の新規の事業であります。ふるさと納税の寄附受領証明書の発行及び発送を行う。これは今まで J T B に委託していた事務ですが、これを南魚沼市まちづくり推進機構が受託するということが、1,200 万円ほどが、大げさな言い方ですが、市内経済に還流されるということになります。

4 ページを開いていただいて、インターネット以外で申し込む方に対する対応ということで、授産施設への紙折り作業の委託などを行いまして、受託による収益でまちづくり事業を

行うということにしております。Eで首都圏交流事業。これも新規事業でありまして、南魚沼市出身の若者のUターンを促進するため、帰省バス、首都圏での交流会を開催しまして、情報発信するための名簿化を進めるというものであります。Fがおもいやりタクシー事業。これも新規であります。ふるさと納税の返礼品として市内の共通タクシー券を発行するという内容。

それから、事業全体に言えることですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために新しい生活様式が求められている中で、今年度は一部の内容について中止または事業内容の変更を行いながら事業を実施していると聞いております。4ページの最下段が会社役員に関する事項。4名の役員さん。5ページ以降は、第4期収支予算書で、支出は事業計画と同様の区分となっております、予算総額は収入・支出ともに、前期比628万4,000円増の2,571万円となっております。

以上で、第23号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 まず、決算のほうで、理事会で7月に河合さんのことが出ています。それ以降の理事会では、それがどういうふうになったかということがないのですけれども、未収入で13万円何がしがあるので、今後どうしていくのかということが、それ以降話し合われてどういうふうになっているかというのを教えていただきたいのと。

今度の第4期計画のほうで、2ページの移住推進事業ですけれども、やはり今、コロナ禍でなかなか大変だなという中で、市を挙げて、そういう方にはPCR検査をしてあげたり、市内アパートで2週間の待機をさせてやるとか、何かそういったことも事業に取り入れているほうがいいのかと思うことと。

移住してきて、貯金がいっぱいあって一気におうちが買えたりする人だったらいいのですけれども、職業を、こっちでまた働くという方で、なかなか銀行とのやり取りが面倒だという話を聞いています。そういったことに市としてどういうふうに関わっていけるかということと——南魚沼市まちづくり推進機構がやっている事業ですけれども、市がほとんど出資している事業です。南魚沼市への移住というのはここが一番にやっているところなので、それをしっかりやはりサポートできる体制をとっていければ、非常にいいのかなというふうに思います。

あと、今ほどふるさと納税の説明があって1,200万円というお金が付いたのですけれども、現在、2倍にいつているような状況で、これがもっと人数を増やして、もうちょっとお金をやらなければ、作業がままならないのかというふうに思うのです。その辺、ここで今、5ページで、予算で出てきているのですけれども、今はもう倍になっているというような経緯もあるので、どういうふうに考えているかというのを教えていただければと思います。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 それでは、まず1点目の関係でございます。令和元年7月以降の

状況のお話しあげます。8月につきまして、まずは回答が河合さんのほうから参りました。この中では以前のときにもお話をしましたが、自分の関係のものと、あとは賃金の関係のものがまだ納得できないというふうな回答があったという状況でございます。その後、8月末にその関係のもの、超過勤務に対する手当の関係の考えとかを通知で差し上げております。その後、返答がないものですから、令和2年3月には再度請求書と申しませうか、そのようなものを発送させていただいてございます。令和2年度になりまして、またこの8月でございますけれども、半年経過いたしましたので、また再度中身のほうを作成して請求をしているという状況でございます。

続きまして、2点目の関係となります。今ほどございました新型コロナウイルスの関係での対応という中身でございます。今現在、やはり新型コロナウイルスの関係で人を集めるというところがなかなかできません。様々な機会を捉えて、いわゆるリモートワークという状況でのZoomですとか、照会に対するお答えの状況を記録したものをお見せしたり、あとはやり取りを直接電話だけだと伝わらないようなものをお伝えするというのが、今現状のセミナー系ですとかで行っているものでございます。それぞれ県ですとか、民間のそのような会社を活用しまして、今現状行っているというのがメインとなっております。個々のアフターフォローにつきましては、それぞれ電話ですとか、やり取りの関係を続けているという形でございます。

今現状といたしましては、転入者に限った形でのPCR検査とか、そういうところまではなかなか検討は進んでいないというのが今の状況でございます。

3点目の関係のふるさと納税に関する経費の問題でございます。今現在お話いただきましたように、年度当初から昨年度比約2倍の申込みがございます。昨年度は年間で4万7,000通というような件数でお申込みがあったわけですが、やはりそれも2倍近いものが増えるだろうというのが今の状況でございます。

人に関しましては、今のところ地域の授産施設ですとか、そういうところで発送業務に関わる考え方についてはお願いするというのを進めております。発送業務につきましては、やはり一番大きい金額が郵送料の関係でございますので、そちらのほうは発送料に見合った形で補正をお願いしていくというような形で現在考えているところでございます。

以上です。

[何事か叫ぶ者あり]

金融機関との関わり合いについてでございますが、今現在、それこそ、南魚沼市まちづくり推進機構のほうに入っております銀行さんとの情報交換、やり取りというのはしておりますが、正直言って全銀行に対する協議等は、今のところちょっと進んでいないというのが現状でございます。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1点目のほうですけれども、8月にまたそれを送ったということです。多分4月から回答がないまま送り続けていると思うのですけれども、今後どういうふうに行

としてやっていくのかというのを聞きたいと思います。また、そうやってずっと請求書を送り続けるだけなのか、ほかにどういう手があるのかをちょっと聞きたい。

移住に関しては、本当にこちらの地元の人も東京のナンバーとかを見ると、やはり今、敏感になっていますので、何かしら大丈夫だよという証明というか、移住してくれる方に対しての証明、何か欲しいという人は——お互いに安心すると思うのです。なので、やはりその辺の検討をしていくべきではないかというふうに思うのと。

金融機関というのも非常にネックな部分もあるので、せっかく移住してきて家を買おうという人なので、どういう対応ができるかというのが、一概には言えないと思うのですが、検討していくべきではないかという課題かなと、ちょっと関わらせてもらったところが出てきたので、やるべきではないかと思っておりますけれども、その点を聞いておきます。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 まず1点目の関係でございます。河合さんに対する請求行為につきましては、民法上でこの4月から上限等が変わりましたが、当該債権につきましては、前の民法の考え方で請求行為はまだ続いているという状況でございます。したがって、書留郵便等の証明をする、しないというふうなこともございますけれども、まずは半年に一回ずつの請求行為を続けて、相手方との交渉を継続していくというのが理事等の考え方と聞いております。

2番目といたしまして、確かにこちらのほうへ転入した方が、例えば物件を購入する等の経費、手持ちの現金等があればすぐ購入等ができるわけですが、なかなかそういう方ばかりがおられるのではないという状況は承知しております。ただ、なかなか、それでは誰かがその間に入って返済計画等でアドバイスができるのかというのは、やはり高い壁があるというのが今現状でございますが、何とかそこら辺——就職される会社ですとか、そういうところに間に入って協議のほうは進めたいと思っておりますが、今ここでちょっと銀行等の中身でもって何かができるというふうな結論には至っていないという状況でございます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ちょっと補足をいたします。2番目の東京のナンバーとかの、これは電話でもあったのです。関東方面のナンバーなのだけでも、市としてこちらに住んでいる人だという証明が何かできないかみたいな相談事がありましたし、車を傷つけられたのだけでも、どうしてくれるみたいなクレームもありました。本当にそれが原因なのかどうかは分からないので、我々も打つ手が無いのですけれども、何らかそういう証明を出している市町村もあるやに聞いております。有効なのかどうかはちょっと私も判断しかねるところはありますし、証明をどこの範囲まで出すのかというような問題もあろうかと思っております。

非常に難しい問題ではありますけれども、できれば早く収束をしていただいて、ワクチンとかが行き渡るのが早いほうがいいなというふうに思っております。できることはいろいろ考えていきたいと思っておりますけれども、それに対して今ここで具体的にやります、やらないと

というような結論にはちょっと至らないのではないかというふうに思います。

金融機関についても、何が我々についてできるのか、あるいは何を必要としているのかということ、もう少し掘り下げた中で検討していきたいというふうに思っております。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 私も1点聞かせていただきたいと思います。第4期事業計画のところに、3ページですか、住居・店舗マッチングというふうにありますけれども、空き家を含む、住居や店舗情報を取りまとめというふうに書いています。確か市でも空き家バンクをやっていたと思うのですが、これは空き家バンクの代わりにやってもらうとかということではなくてですか。ちょっとこの辺を説明していただきたいと思います。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 こちらのほうの第4期の3ページに記載してございます住居・店舗マッチングというのは、当市が行っている空き家バンクという枠ではなくて、市内の8事業所の不動産業者の皆様から情報を頂いて、移住の方に魅力があるような物件、こういうところが特徴があるよ、というような形の考え方で情報をやり取りさせていただいて、それを先ほど説明さしあげましたが、昨年度のホームページ改修の際、働くことと住まいの情報の発信すると。相談があったときには、そういう物件の中でこういうものがありますよということで中継ぎを行う、そういうふうな事業でございますので、空き家バンクという単体だけのくくりではないというふうにご理解いただければと思っております。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 説明は分かりました。ただ、そうするとちょっと空き家バンクとの部分。空き家バンクも確か最初は空いている部分を使って、移住定住とかに結びつけたいという考えがあったと思うのです。そういうところが重なるものですから、もし、できるのだったら、そこもある程度任せられるのだったら任せてしまったほうが、かえって経費の節減等になるのではないかと私は思うのですけれども、ここをあえて分散させる意味とは一体どういうところにあると思われているか、それだけ教えてもらえますか。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 まず1点目の関係で、空き家バンクの関係も活用はしたいのですが、当課のほうで担当は行っていますが、希望の登録はございますけれども、残念ながら物件の登録まではなかなか進まないというのが、当地域の現状でございます。やはり貸したい方と借りたい方のニーズのマッチングということで、南魚沼市まちづくり推進機構では、うちのほうの情報も当然差し上げますし、不動産の情報も集まりますので、一緒になった状況の中でどんなことが希望なのかということをお聞きして、相談に応じているという形でございます。

別に窓口的にはあるのですが、特段、空き家バンクだったらうちのほうでなければ駄目だという形ではなくて、窓口は1つ、南魚沼市まちづくり推進機構で相談はお受けして

いるという状況でございます。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 3 点ぐらいになるかと思えますけれども、お願いいたします。まず、びっくりしたのは、期が変わりましたら心機一転、精力的に皆さんが展開してきたというお話が前段にありまして、中身を見させてもらいましたら、本当に額面といたしますか、書類的には非常に成果が表れているような内容であります。私はびっくりしたのですけれども、ただ、心配なのは、多分この資料を作ったのはMMDOというか、南魚沼市まちづくり推進機構なのでしょうから、これを頂いて担当課のほうできちんと内容を検証しているのか。

自己診断、自己評価だけだと駄目だと思うのです。非常にそんなことを感じるほど何かすごい進展があったようなので、そこら辺、進捗状況に沿った形で担当課のほうでチェックといたしますか、審査しているのかというところを 1 点、お聞かせいただきたい。

先ほど河合さんの件が出てきたのですけれども、私はちょっと訳が分からなくなったのですが、河合さんの件の交渉窓口は、今どこがやっているのかを、まずお聞きしたいと思いません。

そして、もう一点が 5 ページですけれども、外国人雇用、障がい者雇用、女性登用についてアンケート調査をやったということで、これも書面上では非常に興味を抱いていただいた企業が多くあるということです。こういう事業はやるのだけれども、これをどういうふうに関先につなげていくかというのが、次年度の計画を見てもなかなか見えてこない。アンケート調査で興味があるのだから終わったのでは、何もつながらないわけです。その辺のこの考え方をちょっと教えていただきたいと思えます。3 点になったと思えますけれども。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 まず、1 点目の関係で、南魚沼市まちづくり推進機構の内容についての協議というところでございますが、毎月 1 回理事会を原則開かせていただきまして、その中には当然、当課の担当のほうも一緒に入って会議に参加してございます。その他、新しく事業を組み立てる際には、私どもと一緒にいるというのが状況でございますので、チェックはやる時々で行っているというのが現状でございます。その中から各民間から出てきたご意見を、現実的にできるかできないかというところを精査しながら進んだ結果が、令和元年度、平成 31 年度の中身という状況でご理解いただければと思えます。

2 点目がまず河合さんの関係でございますと、昨年度以前もお話ししましたとおり、南魚沼市まちづくり推進機構における債務でございますので、窓口は当然、南魚沼市まちづくり推進機構のほうで対応しているという状況でございます。

3 点目、外国人ですとか、障がい者の関係。こちらのほうは採用戦略会議等でやはりそういう方たちが働く場所があるのかというアンケートを行ったというのが一番のきっかけで、女性登用ができるかできないかも含めて、働くというところにおいて、何か企業同士でできないかというところをまとめるきっかけが、一番、最初のアンケートでございます。ですので、こちらの 5 ページに記載してございますとおりに、回答が 19 社、そのような形で考えて

いる。こちらのほうを集めた形で次なる展開を考えていきたいというのが、今現状のところでございます。

以上です。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 忘れないうちに最後のところからですけども、アンケートの結果、こういう回答があったということで、回答を受けて、これからこの先どういうふうにしていかか考えるということらしいので、私はもうちょっと戦略的に先々のことを考えてやっているのかと思ったのですが、そういうことであればそれはそれで結構であります。

河合さんの件です。当然、南魚沼市まちづくり推進機構のほうに話が行って、そこでのやり取りの話ですので、原則的には南魚沼市まちづくり推進機構と河合さんの関係ですよ。これはそこで中心になってやってもらわなければならないわけですけども、毎年毎年この議会の中でこの問題が議題になるということになりますと、私はもうちょっと行政として——行政は関係ないと言われるかもしれないけれども、議会でもこんなに問題になっているのだから、行政としてもっと関わりを持ちながら、交渉の何かに加わるみたいなことがあっても——これは物理的に無理だ、法的に無理だということになるかもしれません。そういうふうなことでなければ、ずっと同じことを繰り返して結論が出てこないというか、決着がつかないということになりますので、そこら辺の考え方があったら教えていただきたいと思えます。

そして、大変私もびっくりしました、成果の件。毎月打ち合わせをしながら成果確認をしているということですけども、私が一番心配なのは、これは前に話したのですが、首都圏セミナーのようなものを行って、私たちには目に見えないのです。どんな形でやられているのか、そのセミナーの参加者がどういう形で次につながったのか。

そして、それが今ここに移住という形でつながったというふうに出ていますけれども、それが最初の取組から次の取組、そういう取組の中でこの移住につながったのか。たまたま東京にいる人が多分転入してきただけで、そこを無理やりつなげたとは私は思っていないのですけれども、そういう最初から順々の取組が移住につながった、そういう筋書きが欲しいわけですね。そうでないと、なかなか南魚沼市まちづくり推進機構にお願いした価値がないといえますか、そこら辺を期待しているのですけれども、そういうところのつながりのチェックがきちんとできているのかということなのです。

ちょっと長くなって申し訳ないです。去年だかこういう首都圏でセミナーをして、セミナーのお金を出して、出席だけしてもらって形だけやったという自治体がありましたよね。どこかではちょっと覚えていませんけれども。そういうふうな形で終わってしまったのは困るという思いがありますので、そこら辺も含めてちゃんと移住につながっているのか。こういう成果になっているのかというチェックがなされているのかというところをお聞きしたい。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 1 番目の関係ですが、当市ではそのようなセミナーだけやってと

というようなことは一切考えてございません。それこそオーダーメイドですので、その方の内容をお聞きし、それに従ってどんなやり方ができるのかを積み重ねてきた結果、このような形で成果が上がってきているということです。ストーリーチェックは当然しながらでないと、この方の一番の問題がどこなのか、何を一番希望しているのかということが判断できないと思いますので、それは行っているというふうなことでご理解いただく以外にないと思っております。

あと、河合さんの関係で、先ほどお話をしたように、南魚沼市まちづくり推進機構が債務者でございますので、やはり全面的にはそちらのほうでやっていただきます。ただ、いろいろところで相談事等があれば、それはやはりその相談会ですとかというところでは、サポートなり支援は行っていきますが、窓口は南魚沼市まちづくり推進機構というふうな形で、今のところ対応させていただいているという状況でございます。

3番目の関係でございますけれども、そのような形で画一的なセミナーをやったからといって、相手方が何を希望するのかというのは、それぞれ各個人で変わっている状況が正直なところでございます。こちらのほうの中身で成果ですとか、移住ですとかという表現で書かれている項目がございます。そういうところでそのたびごとに対応を続けていく。どんどん関わりを増やしていく。こちらのほうが一番大事なことだと思って活動をしていると聞いております。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 基本的なことを1つだけ教えていただきたいのですけれども、事業報告の1ページです。CCRC自体も国のほうも含めて当初から大分性格が変わってきているのですけれども、各種団体との連携のところで、成果として「日本版CCRCの基本となる人生100年時代に対応した地域コミュニティづくりに向けて、各種事業等を通じた連携を行った」ということで、概要で挙がっている事業が7項目ぐらいあるのです。これを見るとみんな若い人向け、そういう事業が多いようですが、今現在の日本版CCRCの基本となる人生100年時代に対応した地域コミュニティづくり、これらにこういった事業がどう連携して、どういう成果を期待しているか。人生100年時代に対応した地域コミュニティづくり、これらにどう連携と対応がなっていくのかという、一番基本的なところで悪いのですが、その辺をちょっと教えていただきたいと思うのですが。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 まず、CCRCで人生100年時代というところで、どのような形、どのような考え方であっても、その方に適応した場をつくることことができる。そういう地域でないと、なかなか長く済み続けていただけないというのが、今現状の人生100年時代を過ごすに当たっての大切なことだというのは、新聞等で言われていることでございます。

それこそ当初はお年寄りだけを見て、そこのエリアだけというふうなお考えもございましたでしょうが、そうではなくて、その方たちが地域にずっと住み続けるためには若い方のご支援や、それなりの助力がなければとてもできません。当然ある程度の年齢の方も自分に合

ったお仕事ですとか、活躍の場が必要だというところで理解をしているところがございます。

ですので、こちらのほうの①から④の関係で、例えば国際大学であれば、外国との交流を希望している方ですとか、語学が堪能な方の活躍の場にどうつながっていくのか。高校であれば、定住の関係もでございます。若い方が働き、仕事に就けるような場づくりが必要であると。3番目の愛・南魚沼みらい塾でございますれば、若いときから地域にどういうふうな目を向けて、自分ができる、自分ならこういうことをしたいというところを育てる場所でございます。4番目の人材創出コンソーシアムは、今現在、企業が欲している方、その方の就職もなかなか今のところは情報のやり取りもできないという形ではございますが、それを希望する移住の検討者につなげていきたいというところもございまして、地域側からの情報を率先して発信していきたいというような形でございます。

最後の魚沼基幹病院の関係は、やはり医療職の関係も大変、人材的には今厳しいところがございますので、その関係も広げていきたいということで、あくまでも人を増やす、地域にお住まいいただく。そのための仕事ですとか、住まいですとか、何か自分としてお考えの部分の行動を実現するためにつながるということを目指してのCCRCというふうな形の動きだと、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 そうすると、我が市で進めている日本版CCRC、人生100年時代に対応したコミュニティづくりというのは、あらゆる年代、とにかくいろいろな人の働く場だとか、国際大学みたいな交流だとか、いろいろな場を提供して、お年寄りも除外するわけではないでしょうから、あらゆる年代がこの地域に入ってきて、長く住み続けられるような環境整備、そういうところにこの事業で寄与していくというような考え方なのではないでしょうか。それが今の日本版CCRCの基本となる地域コミュニティづくりという意味ですか。そこをちょっと確認したいのですけれども。

○議 長 総務部長。

○総務部長 CCRCというのが、今どういう形で動いて、どういう定義になっているかというのは、非常に難しいところです。南魚沼市では、去年辺りから申し上げていますけれども、高齢者だけだという考え方はもう持っていないと、はっきりこれは申し上げております。いろいろな年齢——できるところはどこなのかということですが。

企業の戦略会議の中で、今、打って出られるところはどこなのだろう、つかまえられる場所はどこなのだろうと考えたときに、たまたま高校生であるとか、大学生であるとか。若者は今までつかまえずらいと思っていたのだけれども、実際はインターシップでやっているのでないかという一つの芽が出てきたわけです。それは前面に、今ここに出ています。

ただ、CCRCは高齢者のことは全部忘れたのか、そうではないです。いろいろな年代、来たいという方々については、いろいろなサポートをしていく。これが日本版CCRCだろうと、あるいは南魚沼市の考え方だろうというふうに思っています。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 分かりました。そうすると、今、当市でやっているCCRCというのは、全世代に向けたいわゆる移住定住。はっきり言って今までの移住定住を、CCRCというかつてあった事業の枠の中でやっているというような捉え方でいいのでしょうか。そこだけ最後に。

○議 長 総務部長。

○総務部長 そのように捉えていただいて差し支えないだろうというふうに思います。我々もCCRCという言葉が果たして必要なかどうなのか。これは制度の問題もありますので軽々には言えない問題でありますけれども、あまりとらわれずに、我々もやれることは積極的に取り組んでいきたい。最初に申しあげましたように、南魚沼市まちづくり推進機構がとらわれないで何でもやれることはやっていこうではないかと、見つけられる仕事は自分でやっていこうという気持ちで本当に取り組んでおります。その点、どうか評価をしていただきたいというふうに思います。

○議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1点だけ。今まで同僚議員が多くの質問をしてきました。その中で私は南魚沼市まちづくり推進機構の活動による主な計画、いろいろ南魚沼市のこれからの地域を活性化するための本当に一番大事な事業が、一番、南魚沼市まちづくり推進機構にかかっていると私は思っているのです。

今までの南魚沼市まちづくり推進機構の中でいろいろな問題があつて、あまりにも事業が広過ぎて、思ったようなことができていないのではないかと。そこへまたふるさと納税の事業が入っていると。果たして本当に、事業内容の中でこれだけの事業に取り組んで本当に——ただ、先ほどから同僚議員も言っていますけれども、本当にこのことが南魚沼市の地域の、若者から高齢者の皆さん方、都市から来る、そういった人が安心してこの事業に取り組めるのかと、本当にいつも私は不思議に思っているのです。その点について、事業があまりにも拡大し過ぎて取りつかないような気がするのですけれども、その点について何かそういうふうに考えて心配ないと思っているのか、ひとつ聞かせてください。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 まず、事業については、こちらの報告書にあるとおり、こちらをご覧いただくとお分かりのように、受入れ体制の関係では地元と密に連携を図りましょう、当然企業との関係と人の実現についてつなげていきましょう、という基本は変わっておりません。ついては一番のメインは住むところと働く場所。こちらのほうがやはり来られる方も一番気になっているところですので、そのフォローは頑張っって創意工夫でやっている。中身的にはそれが四六時中ずっと何かやり取りを続けるというものでなくて、いろいろなところから入ってくるわけでございますので、今までの社員——3名の職員でやっておりました。ですので、その中である程度役割分担を行いながら進めてきているというのが中身で、第3

期の状況でございます。

それプラス、今度はふるさと納税の関係でございます。ですので、ふるさと納税の関係は書類の関係とは申しましても、やはり地域とのつながりをどのように深めていくのかという考え方が基になっております。地域の特産品を知らせる、イコール中にいる人を宣伝する。来る方についても当然そのような形で間に入る場所ができる。そういう意味での中身の膨らましてございますので、全く関係がない業務がこのたび入っているという考え方は、南魚沼市まちづくり推進機構のほうはしておりません。それこそ省力化できるところは、先ほど言ったようにある程度、郵送の関係ですとかは施設の関係ですとかそういうところに事前にもう頼んでおいて、封入等は機械化を図る等でやっております。現在プラス1の計4人の職員でやっておりますが、今のところは実施が可能だというふうに聞いております。

以上です。

○議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 課長のお話はよく分かりました。一般的に我々が見ている中では、非常に無理があると、私は正直なところそう思っています。一つは、市長がよく言っています、若者がこの地域に帰ってこられる、そして、住みやすい環境を南魚沼市がつくる。このことが一番大事に求められているのが、南魚沼市まちづくり推進機構の事業だと私は思っているのです。そうした中で、今、課長が言っているように、そういう役割分担をきちんとしてやっているのだというのであれば、もう少しCCRCの問題であろうが、移住問題であろうが、成果があってもいいわけけれども、一向にそういった成果やそういうのは見当たりません。

ですから、こういった一番大事な南魚沼市の基本となる南魚沼市まちづくり推進機構の中で、きちんとやっていただきたいのです。この人数でいろいろの——南魚沼市まちづくり推進機構を立ち上げたとき、この事業はすごいなということで、みんな思っていたのです。だけれども、今になってもなかなかこういった状況で、なおかつ、ふるさと納税の中の事業を入れてやっていくと。仕事が広がるからいいのだけれども、きちんと一つ一つ、やはり成果のある事業をしていただかないと、私は個人的には、ちょっと無理がある、事業が多過ぎるのだというようにしか思えません。その点について、十分成果のあるような事業をしてもらいたいと思いますし、また、していかなければならないと思っています。その点について市長、ちょっと所見があったらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 ありがとうございます。そういう視点で当然やると思って、私としては非常に——これは別に南魚沼市まちづくり推進機構だけでやっていることではありません。市の行政のほうだって、この大きな目的に向かっていろいろなことをやっています。これはどこで線を引けるかとかはありませんが、本当にそういうことでは、今、同じ目標に向かって始まっているというふうに思います。

最初の出だしが、やはりあれだけ苦しかったということも、そこをみんなで奮起してやっているという表れだと思いますので、やっていきたい。そういう流れの大きな話を——我々

の目的は皆さんとも共有しているものだと思います。これらが、さきの松井利夫さんの話にもつながっているのです。やはりこういうこと一つ一つが評価されているのです。

今、成果が見えないとばかりおっしゃいますけれども、これはここでやり合ってもしょうがないのですが、成果は上がっているのです。うちの地域が県内で一番です。人口比とかいろいろありますけれども、比べようがなかなか難しいけれども、でも、注目されているということも、少しでもやはり評価もしてもらわないと、こちらは言われるばかり。それはちょっとこれからいかなものかと、私は思って聞いているのです。

こういうことはあまり言い合いをしてはいけません、やはりみんなで同じ方向を向いて頑張っていけないと、人口減の問題とか、それから若者が帰ってこられる話とかを、どこかがやってくれるのだというような意識では、到底達成し得ない問題だと思うので。いろいろ民間の人たちも頑張る、行政も頑張る。そして南魚沼市まちづくり推進機構もそうだし、松井さんのああいう資金はどうやって使っていくのだと。

その中では、ここからのまた発展的なモデルをきちんと作らないといけない。これは議会の皆さんともこれから十分やったり、それからもう少し委員会という機能があるわけですから、これは経営状況を今、報告しているわけですね。果たして今の質疑のやり取りで、私はいかなものかというふうにちょっと思っている、皆さんからもそういう機能も発揮する中でやはり意見を言う場所とかあると思うのです。意見を聞くばかりになってしまっているのが、ちょっと私としてはいかなものかと。

口がちょっと過ぎているかもしれませんが、思いはこれから本当に皆さんと一緒にやっていこうということが、ようやくこの南魚沼市まちづくり推進機構の中でもきちんと出来上がってきて、進んでいるということ、まず少し評価もいただきながら、しかし、ここはこういうふうに改善しようということが、やはり建設的なやり取りではないかと私は思うのです。いささかちょっと言葉が過ぎましたけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。私はこれから、本当にまさに進んでいける状況がやっと生まれてきたというふうに思っています。市長の見解としてはです。

○議 長 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 市長からそういった成果が上がっているということを一言聞いた中で、少しは安心したところであります。しかし、なかなかこれから一番大切な、大事な時期、若者からこの地域に少しでも来ていただく。そして、この地域の発展につながる。これが一番求めているところなのです。

ですから、私が成果が見えないと言ったのは、それは言い過ぎかもしれませんが、できるだけやはり頑張って、そして、南魚沼市まちづくり推進機構がすごい、と言われるようにやはり頑張っていたきたい。そういうふうに期待しています。終わります。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 11 ページの損益計算書に関連してお伺いをするわけですが、市がここに 1,912 万円というような大金を、委託費で出したわけです。その中で上がってきた報告

書がいろいろ出てきているという中で見たときに、本当に委託した側のU&Iときめき課、商工観光課のほうでは、移住定住のほう、それから起業のほうと、同僚議員がたくさん言いましたけれども、委託した事業として本当に成果があったと思っているか、もう一遍聞いてみたいのです。本当に成果があったと思っているのか。

それから、5ページの、次の第4期のほうでありますけれども、この中では南魚沼市まちづくり推進機構で一番大事な事業だったCCRC事業を今度はやらないということになったわけです。そうしてくると、南魚沼市まちづくり推進機構がやろうとしていることは、本来であれば移住定住のU&Iときめき課であったり、起業であるところの商工観光課であったり、そういう課が担当してやるべき事業ではないのですか。

私は南魚沼市まちづくり推進機構の在り方そのものをもう一遍考える時期に来ていると思っています。移住定住の専門職であるU&Iときめき課、それから起業の専門職である商工観光課。こういうところが委託をするということで本当にいいのかどうか。そこまで考えての予算だったのかということをお聞きしたい。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 では、私のほうから、グローバルITパーク関連のことをお答えいたします。成果が上がっているかどうかという点でありますけれども、私はここにつきましては非常に評価しております。グローバルITパークの中でBIZ EXPOに参加することによって、南魚沼のITの部分についての知名度が非常に上がっております。そこでマッチングする——なかなかその契約まで至っていなかったところもありますけれども、今あそこが契約に至っている部分。

そして、そこに同時に参加している、今年度、次の事業にもありますけれども、ほかの市内企業もBIZ EXPOに参加している6次産業の方が多くいらっしゃいます。そこら辺まで波及効果が生まれておりますので、非常に費用対効果といいますか——私は今この南魚沼市まちづくり推進機構が行っているこの部分につきましては、皆さんからもちょっと知っていただきたいと思います。

できればBIZ EXPOのところ、あそこは自由に行けるはずですので、紹介を持って行っていただければ、その空気感といいますか、何ていうのですか、ちょっと想像を超える好評でありましたので、そこら辺もちょっと皆さんからご認識いただければと思います。

○議長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 まず、1点目の成果については、第3期に記載されているところで多くは申しませんが、第3期でも新しいことを始めまして、地域におけるインターンシップ、高校生に対する動きが始まりました。その次には若い方たちの雪に対する抵抗感がない方に、こちらの地域に目を向けていただいて、自分の夢を実現するという形でのやり取りが継続できる、そういうところがやはり大きな成果だと思っています。

事細かにこの表の中には何人というふうな形の相談の形態は入っておりますが、今まで地域の方と一緒にあってそういう情報をやり取りする、提供する、それについて一緒に考える

というふうなことは、なかなか難しかったと思いますが、それについてCCRCというふうなところでは、やはり受入れ体制ですとか、そういう形での他の、民間と官との協働が進んできているというのが成果と認めてございます。

ですので、今言ったように担当課だけではできない。やはり、一人の方のニーズに合わせるためには、それぞれの企業や個人に対して、個別に当たっていかなければいけない。そのような形が実現しているのが、今、南魚沼市まちづくり推進機構が入ることによって可能となっているというふうに認識しております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第23号報告 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構の経営状況を説明する書類の提出についてを終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を3時40分といたします。

〔午後3時17分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後3時39分〕

○議 長 日程第14、第24号報告 専決処分した事件の承認について（令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第24号報告 令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第5号）につきまして、専決処分といたしましたので、ご説明申し上げます。

医師不足対策として地域医療に情熱を持った医師の招聘に向けて、実際の診療を通して地域医療の確保と生活習慣病発症予防、重症化予防等の指導體制の構築などに関します教育及び研究を主たる目的として南魚沼地域医療学講座——これがいわゆる寄附講座であります——の開設に取り組んでまいりました。

当初、その担当教員を准教授及び助教という組合せで想定していたところですが、応募していただいた先生方が、教授及び助教となったことから、寄附金額を増額する必要が生じたというものであります。

議案書4ページ、第1表債務負担行為補正において、地域医療推進事業運営補助金の令和2年度から令和4年度における限度額を5,000万円から5,700万円に引き上げるものであります。

講座開設の申請手続に支障を来さないよう、当該事実を認識した後、速やかに専決処分にしたものであります。これにつきましては、よい結果のほうに向かっているということで、ぜひとも議会の皆さんからご理解を賜りたいと思います。

よろしくご審議いただきまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。
よろしくお願ひします。

○議 長 質疑を行います。

20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今、教授、助教ということで、寄附額が上がったということですが、医局に対して教授というのは多分 1 人だし、助教というのは大体 2 人いるのかと思うのです。また先生が増えるに当たってとか、また今回、所信表明で講師となっていたのですけれども——方が増えてくると、寄附講座は額がやはり上がっていくものなのか。もうこのままで、これから増えても別に額は上がらないものなのか。その辺が分かったら教えていただければと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今ほどのご質問の件ですが、今、開設しようとしているところが、さいたま医療センターの中に、総合医学 1 という講座があります。そちらが内科の講座というふうに伺っております。そこを拠点としまして、教授クラスの方です。ですので、そこにはいろいろな科がありますので、複数名の教授の方がおられまして、教授クラスの方から来ていただけることと、あと助教の方です。ですので、そこは大学の中の臨床助教という、現場で一番働いているといひますか、現場を一番見ている方になりますけれども、その方のほうから申し出があつて 2 名の体制になったということです。

当初、教授クラスではなくて准教授クラスということで想定していました。今後、この講座をもっと拡大していけるのかどうかという点でございますけれども、市のほうとしまして申し込んでいるのはこの 2 名の体制になりますが、開設そのものは大学のほうで開設することになります。大学のほうでもっと拡大したい、それと市との考え方が一致していくことになれば、拡大していくことも可能かと思ひますが、そのときは当然のことながら契約を結び直して実施していくということになります。

また、今回の寄附講座につきましては、私どものほうの申込みの段階では、今年度の 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの 2 か年の講座の設定となっております。

以上です。

○議 長 市長。

○市 長 今ほどの部長の説明でお分りいただけると思ひますが、寄附講座自体が自治医科大学、まずそこと、そしてさいたま医療センターとしては、実はこれは完全に初めての講座開設になります。自治医科大学の一番の本拠地といひますか、そういう病院であります。非常に巨大な病院でありますけれども、こちらのほうでやっていた。これは初めてのことでありまして、自治医科大学としては 3 例目。ただ、それは前からちょっとご説明したように、栃木県の本学の周辺の町とか、そういったところでの 2 つの講座はあったのですが、要するに県外に出るといひことも、もちろん初めてといひことで、先般、自治医科大学の永井学長さん、それから前学長である高久先生、皆さんともお会いさせてもらいま

した。

この中で非常に新しいモデルケースになれるのではないかということで、簡単に講座開設はできませんが、これらが進む中で地方における医師確保の中でこういう枠を増やすのか、そういうことも含めて自治医科大学としても前向きに検討したいという、大変ありがたい言葉も頂きました。それらはまだ軽々には言えませんが、我々としては医師確保が何よりでもありますので、そういったことがマッチングできれば、本当に素晴らしい方向性が見いだせるのではないかと考えています。まだこれは簡単に言えません。

が、お二人がやることによって、お一人の助教の方についてはほぼ——話してもいいというような状況にまだならないかもしれませんが、奥様もお医者さんということで、こちらの方にもぜひとも地域医療で頑張っていたきたいという話は伝えてありますので、恐らくその意を酌んでいただけるものと考えております。そんな形で2名枠ですけれども、そこに新たな先生方の市へ向ける芽が育ってくれば、またこれもありがたいことだというふうに考えているところであります。そのときにはどうしてもお金もかかる部分が出るかもしれませんが、何よりも医師確保の安定と、市民の安心・安全のために皆さんとも相談して決めていかなければいけないと考えています。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 ぜひ、安定した先生の確保と、常勤医というのが非常に大事だと思いますし、市民の命、安全を守るためということなので、専決処分してでも増える分であれば、いつ決まるかというのはまた分からないと思いますので、そういうふうに臨んでいただければと思います。所見というか、再度あれば。

○議 長 市長。

○市 長 ありがたい言葉ですけれども、そう簡単に明日からというふうに講座開設ができるわけでもないので、必ずこれは皆さんにお諮りして決めていく内容になるかというふうに考えています。そういう気持ちで臨みたいと思っております。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5,700万円と2年間ということですがけれども、自治医科大学への寄附金が5,700万円ということですよ。実際、医師を派遣していただくのは、自治医科大学付属のさいたま医療センターということですがけれども、今度うちの市民病院で働いていただいた場合に、市民病院で働いていただいたお医者さん2人に対しての給料というのは自治医科大学が払うのか、市が払うのか、この2点を。

大学へ寄附をするのか、病院へ寄附をするのかで違うのだけれども、大学へ寄附をしての寄附講座。これは間違いのないかということと、うちの市民病院に来ていただける先生の給料は大学が払うのか、市が払うのかというところを、2点お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今ほどの件ですが、寄附につきましては、大学へのお支払いになります。大学の中でさいたま医療センターのほうに大学の講座——先ほど言いました総合医学1とい

う講座がありますので、そちらのところが寄附講座の開設の大本になりますけれども、寄附そのものは大学のほうにお支払いするという形になります。それと、給料と出張に関する旅費につきましては、大学が来ていただける先生にお支払いすることになります。それらの人件費分を含んだ今回の寄附講座の開設の寄附金額となります。

当方ではそれぞれ病院によりまして、診療に関する手当等があるかと思えます。例えば当直手当ですとか、そういった手当の部分につきましては、市の病院のほうから直接こちらに来ていただける先生にお支払いするというような、2つの系統での支払いになります。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 全国の医学部を持っている大学のほうでも、新潟大学もやっていますけれども、寄附講座はあります。自治医科大学については栃木県が自治医科大学の所在地でありますから、栃木県以外のところにそういうふうに出かけていくというのは、全国で恐らくうちの市が初めてということであるので、そういう形を寄附講座の中のお金で全ての給料を賄う。ただし、残業手当だったりという手当については別だという形でやられているとは思いますが、ほかの大学ではそうではないということが、段々と自治医科大学のほうでも研究なされた場合について、そうすると今度は寄附講座を使つての医師派遣はやるのだけれども、いろいろな面の負担については今後また検討しようというようなところが、案件としてくっついているのかどうか、そこだけをお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今後といいますか、寄附講座を開設して、非常に先生の生活に係る部分、将来に係る部分もいろいろありますので、市と大学のほうでの契約が幾つかあります。ですので、寄附講座に関する協定という部分もありますし、医師の勤務に関する覚書といったものもあります。あと、出向してくるわけです。籍は大学に残したままこちらに来ていただくような形になりますので、大学と市とご本人との出向契約といった契約書を結ぶ必要も出てきます。そういった契約を結んだ中での実際の動きになります。

ちょっと答弁になっているかどうかあれですけれども、私どものほうの医師、市民病院で働いている医師と、寄附講座で来ていただく方の手当の部分に差がついてはいけないということで、こちらに来ていただく医師については、当直ですとか、そういった具体的な手当の部分については、今の病院におられる先生と同じ扱いにしてもらいたいというふうな話があります。その部分は出向契約の中等で細かくうたっているところでもあります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 24 号報告 専決処分した事件の承認について（令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 5 号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 24 号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第 15、第 25 号報告 専決処分した事件の承認について（令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 6 号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 25 号報告 令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 6 号）につきまして、専決処分といたしましたのでご説明申し上げたいと思います。

本補正予算につきましては、市独自の経済支援策、市民向けプレミアム付き飲食・宿泊券事業の追加発行に必要な費用のほか、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の 2 次補正に関する事業につきまして補正を行うものであります。

市民向けプレミアム付き飲食・宿泊券に関しましては、所信表明でも申し上げたところでありますので、重複する説明は省略させていただきますが、首都圏での新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束していないという状況にあつて、市内経済の活性化のためには、いま一度、市民の皆さんの力をお借りする必要があることから、7 月 20 日の南魚沼市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡会議の席上でご説明申し上げた上で、追加の発行を決定したところであります。

前回の反省を踏まえまして販売方法等にも改善を加えた上で、お盆前に第 2 回目の販売を開始する必要があるとの判断から 7 月 22 日付で専決処分とし、1 億 6,800 万円を計上しました。この財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をもって充てることとし、同額を歳入に計上したところであります。

教育費においては、国の 2 次補正を活用し、新学期に向けて感染症対策等に必要な経費として、小学校、中学校、特別支援学校の運営費に合計 2,750 万円を計上しました。

また、文化施設費においては、南魚沼市民会館及び池田記念美術館の空調設備改修工事が国の補助事業として採択されたということから、これに必要な工事費 2,081 万円を計上しました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 3,833 万 4,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 377 億 5,525 万 7,000 円とするものであります。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議いただきまして、ご承認を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長 総務部長。

○総務部長 第25号報告 専決処分した事件の承認について（令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第6号））について説明をいたします。本報告は、地方自治法第179条第1項により専決処分を行い、同条第3項に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

まず、歳出のほうから説明申し上げたいと思います。事項別明細書の12、13ページをお開きください。一番上の表、7款商工費、1項3目観光振興費、説明欄丸、観光振興事業費は、市独自の経済支援策、市民向けプレミアム付き飲食・宿泊券事業の追加発行に必要な費用として、1億6,800万円を追加したものであります。都市部での感染拡大が続く中、市内経済の活性化のために再度、市民の力をお借りする必要があると。また、効果を高めるために、お盆前には販売を開始する必要があるという判断から、専決処分としたものであります。

その下、10款教育費は、2項小学校費、その下が3項中学校費、次のページ14、15ページにわたりますけれども、4項特別支援学校費、これらは同じ内容でありまして、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の2次補正に係る文部科学省枠の2分の1補助事業であります。小学校、中学校、特別支援学校それぞれの授業運営費に計上したものは、学校保健特別対策事業補助金の対象となる経費でありまして、感染症対策として、消毒用アルコール、扇風機、空気清浄機、分散授業用のテレビ、エアコンなどの購入費用、消毒作業のシルバー人材センターへの委託料、自宅学習用に貸与しますパソコンの設定業務委託料などとなっております。小学校授業運営費が1,800万円、中学校授業運営費が550万円、特別支援学校授業運営費が400万円、総額2,750万円であります。

また、それぞれの設備等整備事業費に計上しております消耗品費でありますけれども、これは今後の感染拡大の第2波を見据えた、学びの環境保障としまして、自宅にインターネット環境のない児童生徒を対象に、ポケットWi-Fiの貸与を行うというもので、小学校、中学校、特別支援学校合わせて422台のポケットWi-Fiの購入費であります。総額582万円。1件が1万3,800円の見積もりでありますので、これは消耗品の扱いであります。要保護あるいは準要保護世帯の数で見積もりを行っております。

めくっていただいて14ページ、15ページ、下から2段目になりますが、10款6項5目文化施設費、説明欄丸、文化資料展示館費は、これも国の新型コロナウイルス感染症対策2次補正に係る補助事業ですけれども、感染防止の観点から文化施設の換気能力の向上のために、池田記念美術館の空調設備の改修を行う経費で、2,081万円の計上であります。

以上、教育費に5,413万円を追加いたしました。これらの補助事業につきましては、2月末日までに完了することが補助事業の要件となっております。調達ですとか、施工等の期間を勘案しますと、8月中には発注するという必要があることから、やむなく専決処分とさせていただきます。

また、既決予算で予定しておりました市民会館空調設備改修も、池田記念美術館と同じ補助金に組替えをして実施するというようにしております。これによって不要となったとい

いますか、浮いた一般財源について、一番下にあります、14款予備費に1,620万円を計上しております。

戻っていただいて、10ページ、11ページ、歳入であります。14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、市民向けプレミアム付き飲食・宿泊券事業に係る財源及びその下の公立学校情報機器整備費補助金及び学校保健特別対策事業費補助金の補助裏を合わせた額で、1億8,335万円の計上。

5目教育費国庫補助金は、歳出で説明しました国庫補助事業に係る補助金でありまして、小学校、中学校、特別支援学校及び池田記念美術館、合わせて3,648万円の計上。公立学校情報機器整備費補助金は、ポケットWi-Fi1台当たり1万円が上限——補助金の上限額が1万円なのです。市の見積もり額が1台1万3,800円でありますので、その差額を地方創生臨時交付金で充当したという内容であります。

4節社会教育費国庫補助金については、文化芸術振興費補助金は2分の1補助で上限1,000万円。池田記念美術館の工事費2,081万円のうち補助上限の1,000万円と、既決予算を組み替えて補助事業で実施します市民会館空調設備の改修工事費1,702万円に対する補助金、851万円を合わせた額で、1,851万円。

その下、21款市債、1項7目教育債は、上段の池田記念美術館工事費2,081万円のうち補助残になります1,000万円と、既決予算を組み替えて補助事業で実施します市民会館空調設備の改修工事費1,700万円の補助残、850万円を合わせた金額、1,850万円を文化施設等整備事業債で起債充当するというもの——これは充当率100%で、交付税措置が50%であります。

6ページに戻っていただきまして、第2表地方債補正であります。その表の一番下に、先ほど説明申し上げました文化施設等整備事業債1,850万円を追加し、補正後の限度額を22億9,340万円とするものであります。

戻っていただきまして3ページです。以上により、歳入歳出総額に2億3,833万4,000円を追加しまして、総額を377億5,525万7,000円といたしました。

以上で詳細説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 13ページ以降になります。小学校、中学校、それから総合支援学校のGIGAスクール構想についてであります。所属する委員会ですが、総務文教委員会から1か月半以上たっていますので質疑をさせていただきます。

この構想は非常にいい構想だと思っております。また、家庭訪問ができない中、正確なアンケート調査等を取りまして、要望とか家庭環境をよく調査してございました。その中で心配していたのが、要保護世帯とか準要保護世帯——特に家庭環境がなかなか経済的に厳しい方にこれをどうやって行き届かせるかということが当時懸念されていたわけですが、ここら辺はまた細かい調査等をして行き渡るようになって、準備が進んでいるのかをまずお聞きしたいと思います。

それともう一点が、この委員会のときは、また更新時には国からの補助はちょっと今のところはないというような答弁でしたが、またその辺が変化等ありましたら教えてください。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 2点の質問の1点目ですが、その後、詳細なアンケートをとって細かい対応をしているのかというご質問ですが、その後のアンケートはまだしておりません。これについては今後——私ども、当初は300件ぐらいが通信機器を持っていないのではないかとということでご報告させていただいたわけですが、それが本当にそうなのかどうかということ、これから調査してまいりたいというふうに思っております。丁寧な対応していきたいと思っています。

2点目の国からのその後の補助ということでございますが、これは全く今のところ国からの通知等はございません。

以上でございます。

○議長 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 13ページ、市民向けプレミアム付き飲食・宿泊券事業補助金というところ。これはちょっと考え方を一回整理して説明いただきたいのですけれども。もともと第1弾というのは、市内経済がなかなか循環していなかったから、そこに起爆剤を投入するという意味で、市が半分持って残りの金額を市民が自分たちで買って、市内循環をしていきたいと思いますというのが、当初の目的だったわけですね。当初の目的は臨時会をやって説明を受けた。売れ残る可能性も、そのときは見越していた。

でも、実際は売れ残らなかった。では、売れ残らなかったということは、もともと予定している市内経済を循環させようという、当初の目的は完全に達成できたわけです。その時点で達成したものが使用されるまでをきちんと見極めた上で、90%使われるところまで行きましたと。そこまで行ったから、先ほど総務部長が説明したとおりの、再び市民の力を借りて経済循環をもう一回膨らまそうというのであれば、90%まで使用したのであれば、第2弾を発行するというところまでは筋書きとしては分かるなというところですが、売り切れた時点で、使用率がまだはっきり出ていない中で第2弾を出した。

第2弾を出した理由が、どうもいろいろな問題が発生したがゆえに市民感情を抑えるために出した。それが本音なのかもしれないのですけれども、建前で言ったら先ほど総務部長が言っていたような、もう一度市民の力を借りて経済を循環させようというところであると。

であれば、飲食・宿泊だけに第1弾は限定したのだけれども、効果が見込めるというところまで行ったのであれば、小売店も含めて——例えば理容室というのはコンビニの数より圧倒的に多いわけです。もしかしたら飲食店の数より多いかもしれない。そういうふうに考えたら、そこをなぜ第2弾に入れなかったのか。その辺りの整合性をきちんと説明いただかないと、納得してこの案を承認しにくいなと思うのですけれども、その点いかがですか。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 永井議員がおっしゃっていた市民感情に配慮したかという部分が前面で

はないかと。市民感情に配慮した部分はかなりあります。当然、そこは第1弾のときの部分がありますので。

ただ、第2弾を追加発行した部分の検証が終わっていないのではないかとこの部分であります。私たちのほうは7月4日に販売が始まって、そこから市内に動いていく経過を見ております。90%まで使ってから、検証が終わってからという部分が、ということではありますが、この時点でかなり早い時期に行くだろうと。今現在が1か月ぐらいで約25%超が流通しております。2か月行く前に約1億円というお金が流通しております。

そこで本来であれば、観光部分に次、第2弾という部分を入れるべきでありましたが、Gotoキャンペーンが前倒しになりましたけれども、実際に首都圏からの移動が駄目であると。そうすると観光に今、打つのはちょっと時期尚早ではないかと。そういう中で市民の力をまた借りるべきときに、その見た部分が動かないのであれば、総務部長、市長が申したとおり、また市内の力を使うという部分。

ただ、そこで今言った理容店等があります。そこら辺も私たちは検討課題には入っております。最初第1弾のときに、パン屋さんとかが入ってこなかったというのは国の指針であります。そこで抜けていたと。ただ、実際動いてみたら、市内ではケーキ屋さんとかパン屋さん等、あと移動販売車に影響が大きく出ているというので、第2弾のほうには組み込んでおります。理容室等も要望等がありました。

ただ、実際、経済が回ってきたときに、どういうふうに経済が回っているか。経済というのは生き物であります。その時間でありませぬけれども、飲食が流通することによって小売店のほうに非常に好景気といいますか、いい影響が出ている。これは小売店からも聞いております。そのときにどこに起爆剤を入れたときに経済が動くか。今、市内であれば飲食を動かして、当然、お店がはやってくれば波及効果が出る小売店が出ます。そのときに今、理容室がどこまで影響が出ているか。私は直接行っているところとか、また人からも聞いていただいたりしているのですけれども、非常に経済が回ってきたら、お客さんが増えていますと。そこで券が使えるればもっといいのかもしれないけれども、そのときに線引きが非常にやはりありますので、今は飲食・宿泊という部分からいくと、小売店はちょっと外させていただくと。

宿泊業界に今度、光を当てたときにそういう部分、商品券的なものがあるかどうかというのは、これは今度、本当に経済の波及効果を見た中で分析していかなくてはいけない点でありますので、個々の理容業、美容業というのがどういうふうに今後組み込んでいけるか。ちょっとその状況は分析を見させていただいた中で、また協議するべきかというふうには思っております。何かうまい答えにはなっていないかもしれませんが、永井議員のおっしゃっていることはよく分かります。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりました。とにかく私たち議員、こっちサイドは何とか、この制度を承認して、うまいこと回してもらいたいという気持ちで臨時会に立っていたと思うので、再

びこれをしっかり考えていくのであれば、分析というのはあくまで定性的なものをやるのではなくて、定量的にやっていかなければならないと思うのです。特に経済の話は数字にするのであれば、それがこれからの課題だと思うので、定量的にきちんと分析する意思があるかだけ聞かせてもらって、私は終わりにしようと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 きちんとした分析を行った中で、やはり今後こういうことがなければ一番いいのですけれども、次に何かこういう——新型コロナウイルスとは言いませぬけれども、経済対策を打たなければいけないときに、マニュアルとして残せるような形で数字等は残していきたいと思っています。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 3点伺います。まず、1点目ですが、販売冊数です。1回目のときには4万冊ということが資料のほうに書かれていたのですけれども、7月20日の追加案の資料のほうには、金額等いろいろ書かれているのですが、販売冊数が書いていないのです。販売冊数によって経済効果というところが決まるわけですので、この冊数を確認します。

4冊で1万6,000件ですと6万4,000冊になるのですけれども、1回目で購入できなかった世帯、約1万7,000枚はがきを出したということで聞いています。1万7,000枚のはがきで全部の世帯が4冊ずつ購入しますと、そうすると6万8,000冊になりますので、全部の世帯が購入できるようにしたので公平だということになりますと、それだけの冊数を売らないといけないことになると思うのです。そうすると、1億6,800万円の予算でいいのかどうか。万が一足りなくなったときには追加をするのかどうかという点。マックス何冊売るという計算になっているのか。

2点目であります。2点目は事務費800万円の件です。1回目が4万冊で、2回目はそれ以上に販売するわけですけれども、1,000万円よりも人件費が800万円に下がっています。個々に見ますと、印刷費が397万円から250万円、委託料が320万円から500万円、事務費が283万円から50万円に下がっているのです。個々のどういう理由なのか。販売委託料についても農協から郵便局になりましたので、その辺で販売委託料が変わったというようなことはあるのかもしれませんが、その辺、この800万円の内訳について伺います。それが2点目です。

3点目ですけれども、販売期間が10月31日までというふうになっていて、売れ残りは販売しないというふうになっているのですけれども、売れ残った分を追加販売しないで廃棄処分するというようなことになると、国の補助金であっても税金であることは変わりありませんので、そういった面で無駄が出るのではないかと思います。何冊売ったかによって、市内経済がどれだけ潤うかというところに大きく関わるわけですので、完売を目指さずに売れ残りは販売しないというふうに決めた根拠について。

以上、3点伺います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目と3点目は私のほうからお答えします。販売冊数が1万6,000件だと全部売れた場合足りなくなるのではないかと。足りなくなります。これは議会新型コロナウイルス感染症対策連絡会議でも何度も言うておりますけれども、今、2万世帯——細かく言うとこの時点では2万15世帯。その80%が購入するのではないかとという算出根拠で、推計でやっておりますので、そこが1万6,000件ということであります。ここが上限4冊あります。ですので、これ以上購入していただけるのであれば、当然、増刷はいたします。ですので、根拠といいますか、全世帯といっても、全世帯が購入するというような推計で行っておりません。これは今までの経過等を見た中で算出しております。

3点目、余った分を販売しない。余って販売しなければ補助金はその分使えませんので。確かに印刷代とかはかかっているかもしれませんが。その余った分を今度どうやって販売したらいいかということになると、非常にまた複雑なことが起きてくるのではないかと。どなたが買える権利があるのか。皆さんに全世帯にはがきを送って、余った分を誰か買っていいのかということになりますと、また非常に違う問題が発生しますので、あくまでも購入希望者のみを買えるという形で行いたいと思います。特に補助金がそこで無駄になるとかという問題ではないというふうに、私たちは認識しております。

以上です。

○議長 長 商工観光課長。

○商工観光課長 2点目についてお答えいたします。一番最初の第1弾のときは事務費1,000万円という形で、委託料それから印刷製本費、事務費です。これを合わせて1,000万円という形で、今回800万円に下がっているというご指摘です。考え方として今回の第2弾については、商品券——プレミアム付き飲食・宿泊券ですけれども、これは新たに作らないで、第1弾と同じものを印刷するということで当然、経費が下がりますし、実際にこちらの換金作業等についても、市の観光協会等でまとめて行うという形になります。

ですので、第1弾は補助金でまずお出しをして、第2弾も補助金で出すのですが、補助金を出す条件につきましては、第1弾と同じ経理処理を行うという中になっていきますので、当然その分——例えば人件費とか同じ期間を要するという形になるので、業務量は若干増えますけれども、そういう中ではかなり経費的には削減ができるのではないかとというふうに考えます。ですので、第2弾については見積もった中で、800万円で済むのではないかとこのところでございます。

あと、若干3点目の補足になりますけれども、今回、全て最初から準備してという形ではなくて、まず最初に6万冊というのを印刷させていただきました。この後、実際に売行き状況を見た中で、追加という形で印刷を考えておりますので、最終的にはあまりロスが出ないようという形で考えております。

以上です。

○議長 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 全世帯分を用意したので公平だと、急いで買いにいかなくてもいいとい

うことと、世帯の8割が買うというふうに見込んで予算を立てるといふところの整合性がとれないのではないかというふうに思います。もう買わない人がいるだろうということ念頭に、この金額を決めているというふうを感じるわけです。でも、やはりこの10月末を待たずに早く売り切れるというふうなことであれば、増刷するというふうにおっしゃいましたので、もうそれであれば分かります。

それと、今残っている分というのもあったりで、一遍に全部を印刷するのではなくて、まず今6万冊を印刷した。それで残りがないようにする。ただ、10月の販売期間の末日に全く1冊も廃棄する分が出ないように調整するというのは、とても難しいことになるのではないかと思います。

早くに全部売り切れたりということになれば、それは簡単なんでしょうけれども、微妙な売行きで行きますと、最後の日に1冊も廃棄処分が出ないで済むというのは難しいと思うのですけれども、その辺をどう考えているのか。

あと、先ほど聞いたことで、ちょっと1点漏れていると思うのですけれども、農協から郵便局に販売委託先を変更したことによって、委託費に変更があるのかないのか。今回ははがきを出していますよね。郵便局にはがきを出しているわけで、はがき代だけでもまると100万円ぐらいになるので、郵便局を使っているわけだから、販売手数料のほうをちょっといいですよというふうな、そういう値下げということがなかったのかどうなのかというふうに思いました。その辺についてももう一度お願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 残り数ぴったりということは、まずあり得ません。ロスが少ない形でやりたいと思っております。それは1点目と3点目と一緒にです。

それから、JAと委託の関係で郵便局——郵便局は当初から今回第2弾に入れる予定でいきました。そこで今回はJAさんのほうが辞退しましたので、結果として観光協会と郵便局という形になりましたけれども、幅広く販売して3密対策をしたいところから、販売箇所は多いほうがいいだろうということで郵便局を追加した中で、結果として農協が辞退したということですので、そこら辺はちょっとお間違いないようお願いしたいと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 1点、すみませんでした。郵便局さん、それからJAさん、手数料ですけれども、販売手数料は1冊当たり同じです。50円プラス消費税ということで55円、それは共通しております。

あと、第2弾の中でののはがきを作った金額ということになりますけれども、こちらについては当然市のほうでラベルを作って、南魚沼市観光協会ではがきは作っていただきました。費用については22万円ほどになっております。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 委託費のところの事務費が50万円で極端に下がっていて、その理由については今聞いたのですけれども、はがきを出しにいったのが商工観光課の職員だったと思うのです。ですので、そういう面で今まで第1弾は、全部1,000万円で経費を全部つけて南魚沼市観光協会のほうに委託したのだけれども、第2弾については、はがきのラベルを作ったということも今おっしゃいましたけれども、そういったことで商工観光課のほうでやったので、それで事務費のほうで極端に50万円ということで下がったということではないのかどうか。最後、伺います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 商工観光課がはがきについては出しにいったと。これは個人情報の問題がありますので、職員のほうで行いました。全てチェックから、はがきに貼る作業まで私も手伝いました。その中でやって、それで委託費が変わったということとはございません。ですので、今回その部分をなぜやったかという点、個人情報の取扱いという点だけでありますので、よろしく願いいたします。

○議長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 部長もお疲れですけれども、私もちょっと市民向けプレミアム付き飲食・宿泊券のところでお聞きしたい点があるので、お付き合いいただければと思います。ちょっと先ほど聞いていましたけれども、当初は契約にみなみ魚沼農協さんが入っていた。農協さんが辞退したからということですのでけれども、農協さんが辞退されなければ農協さんをお願いしたということなのではないでしょうか。ここを確認させていただきたいと思います。

それと、今回の委託契約についてですけれども、前は、みなみ魚沼農協さんが出した文書によると、農協さんは再委託で市の観光協会から委託を受けたような形になっているようにお見受けしたのですが、間違っていたら訂正をお願いしたいと思うのですけれども、今回はどのような委託の体制になっているのか。ここをお聞きしたいと思います。

それと、申し訳ありません。もう一点、今度13ページからの小学校、中学校の運営費のほうですけれども、ノートパソコンとポケットWi-Fiということですが、これはこの費用の中に——手数料と各種業務委託の中に入っているのだったらいいのですけれども、これは保険というか、いざというときの保証は入っていらっしゃるのでしょうか。ちょっとその辺を確認したいと思います。壊れたときのということです。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 JAみなみ魚沼に関しましては、うちのほうは委託契約を南魚沼市観光協会としております。観光協会のほうとJAみなみ魚沼のほうで販売契約をしております。次もみなみ魚沼農協をとということでしたけれども、販売契約の期間がずっとありましたので——確かにいろいろありましたけれども、やはり地元で根差した企業でありますので、引き続き販売をしていただければということをお願いしておりましたが、諸々の事情でJAみなみ魚沼のほうから辞退させていただきたいということで——はがきが届いたご家庭では分かると思いますけれども、農協がはがきに入っております。うちのほうで全部消して販売所

から抜いたという経過があります。ですので、市としては引き続きやっていただきたいという気持ちはありました。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 教育費の中の小学校授業運営費の中でP C、W i - F i、その中に手数料などがあって保険は、というようなお話だったかと思うのですが、この中につきましては、全て全部補助事業に関するものですので、保険などの対応、もしくは例えば壊れたときの対応というのは、この予算の中には入っておりません。壊れたらほかの修繕料などで直すとか、買い替えるというような形になろうかと思っています。

手数料というのは、W i - F i やパソコンなどに関係したものでなくて、保健衛生の部分に関するものですので、手数料の部分につきましては、シルバー人材センターに委託した消毒作業というような形になっております。

以上でございます。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 まず、小学校授業運営費のほうからちょっと先にさせてもらいます。分かりました。ノートパソコンだと思うのですが、ノートパソコンとかW i - F i とか結構壊れやすいところもあるものですから、子供が使うところですので、・・・にきちんと修繕費等も見てもらったほうがいいのかと思いますが、その辺はきちんとやられるということなので、分かりました。

委託の件ですけれども、再委託ということになれば、必ず我々も、委託を受けた場合ですけれども、再委託通知とか、また再委託に関して委託された先がどんなところかというのを、必ず明記するわけです。この場合、今回例えばですけれども、どういうふうに計画書とかきちんと受け取っていたか、というのを一つ聞きたいのと。

もう一つ、これは私、申し訳ないけれども、はっきり申し上げますけれども、みなみ魚沼農協さん——市長も言いました。やってはいけないことをやったと。これだけのことをやっておきながら、再委託というのはどういうことかというのを、私は聞かせていただきたい。もう一回委託するというのは、ちょっと我々の感覚からすると信じられません。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 まず1 点目、最初は委託を再委託という話をちょっと部長もしましたけれども、そちらについては私ども市からは、市の観光協会に補助金という形で、補助事業でお出しをしています。ですので、例えばJ Aさんですとか、それから郵便局、この両者につきましては、市の観光協会との委託という形になります。再委託という形にはなっていません。

以上、1 点だけお答えしました。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 みなみ魚沼農協のほうを再委託は、心情的に許せないと。確かに遺憾な

ことでありました。ただ、そこで、うちと契約期間がある中でどういうふうにしたらいいか。そこについてはいろいろ議論もありました。うちのほうで契約を切るのか。ただ、第2弾が始まる時に、その代わりもし受けた場合は、すごく来るたびに非常に厳しい言葉をもらいますよと。それも真摯に受けて対応していただけるのであれば、ぜひ農協さんからはやっていただきたいという形で私はお話ししました。執行部のほうにも、やはり切ったほうがいいのかという意見もありました。

そこで、みなみ魚沼農協が確かに今回やったことに対しては、非常に許し難い行為かもしれません。ただ、地元根差した金融機関、また農業等の中で、そこで市のほうがそういうことで簡単に切っているのかと。やはりそういうところを踏まえた中で、できればそういう状況を踏まえて受けていただけるのであれば、ぜひお願いしたいということでしたわけであります。

ただ、その中でやはりJAみなみ魚沼のほうでも協議した結果として、このたびは辞退させていただきたいということでありましたので——確かに大平議員のおっしゃることは分かりますが、そこが行政としてどういう対応をするべきかという点は、いろいろ議論があったということもご承知願いたいと思います。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 いろいろ当然、話はされたと思います。ただ、私が非常に懸念しているのは、もちろんそういう市民感情からしてもというのはあるのですけれども、例えばいろいろな業者が——今回のはJAみなみ魚沼さんですけれども、いろいろな業者が委託、もしくは再委託を受けた事業をやっている中で、もし、こんなことがそれでもオーケーなんていうのが通ってしまえば、逆に悪い例を残しかねないというのがあるのです。今回たまたまJAさんが辞退したからそういうことにならなかったけれども、そういうところまできちんと考えていただきたいと思います。

仮に建設業で再委託を出して、それで再委託先が——再委託ではないという話もありましたけれども——同じことをやった場合、市長から叱責されるようなことをやった場合、もう次は絶対入れられません。でも、今回は入るといふ。でも、その会社だってふだんはここに根差してやっている企業なのです。そういうところで行政がきちんと原理原則を貫かなかつたら、何を信じていいか分からなくなる。そういうことも、ひとつお考えいただきたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 ありがとうございます。そういう気持ちを十分に酌んで、今後対応したいと思います。私もこれらうそではなくて申し上げます。今ほどの指摘は本当にそのとおりでだと思っておりますが、JAみなみ魚沼さんにも言いました。2回目を引き受けるというか、そのまま継続してやるということは、針のむしろですよということも申し上げました。

しかしながら、当初JAさんは、それでも我々としては信頼回復も含めてやっていきたいと。そういうこともあって、そういう判断をしてきたところではありますが、2度目、3度目

の報告が上乘せしてくるに至って、我々もなかなかそれは難しいと思っていたところ、同時期にJAさんから、今回の引き受けるものについては辞退申し上げたいという話が来たというのが、正直なところであります。

それを我々としては、そうであればと、そのとおりだろうということで、もちろん南魚沼市観光協会を通じてですけれども、これを受けたという。しかし、我々のところにも連絡は来てということでありましたので、この点につきましては、今後本当にあってはならないということでもあります。もし、これが仮に自治体職員がやったとしたならば、自治体職員の場合はもうアウトだと思います。道義的に後でお金を払えばいいだろうということの理屈は通りません。

そういったところもあって、今後JAさんについても、恐らくは正式な調査報告、そして処分の内容等々が、もうすぐに入ってくると思っていますが、これは議会の皆さんにも私どものほうからきちんと、正式なものを見て説明申し上げるつもりであります。それらにつきまして、起きたことは起きたこと。しかし、これからどうやって立ち向かうか。どうやって改善するかということに、今、我々としては注視させてもらいたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくをお願いします。言われるとおりだと思っています。

○議 長 声を出してください。

2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2点だけちょっとお聞かせいただきたいのですけれども、今回の所信表明の中で、「市内経済を活性化させるために、再度、市民の力をお借りする必要があること、また、効果を高めるために、お盆前に販売する必要があるとの判断から、専決処分としました。」というふうにございます。

まず1点目ですけれども、当初の総額2億円は、恐らく今の飲食・宿泊業が継続さえも困難になるような大変な状況にあるということでこれを発行したと。2億円というのは、今の状況であれば2億円で何とかなるだろうという判断が恐らくあったのだろうと思うのですけれども、それを販売からあまりたたないうちに、さらに追加で当初を上回る総額3億2,000万円を発行するという事になったわけです。

これまでも、なぜ2億円必要かというのが、その状況も見ないうちに、追加でもう3億2,000万円。倍以上に膨らむわけですけれども、その根拠ということでこれまでお聞きをすると、産業振興部長のほうからは1万6,000件に4冊ずつ販売すると幾らになるというような積算根拠は出てくるのですけれども、実際に2億円では足りなかったと。もう3億2,000万円必要だったという根拠が、そこには政策としてあるはずですが、それが全く今まで明らかになっていないので、そこをまず1つお聞かせいただきたい。

もう一点ですけれども、効果を高めるためにお盆前に販売する必要があるとの判断から専決処分したというふうに言っているわけですが、このプレミアム券の性格からして販売をしても、販売だけでは効果は出ない。やはり使ってもらわないと効果は出ないわけです。お盆前ということですが、追加発行分も先ほどから話が出ているように、12月末日が使用期限と

ということですから、2億円もここに来てまだ50%ぐらいの使用率ということですよ。例えば短期に当初2億円が出ないので、早めにやるということであれば、何か月かに短縮をして集中的にやるということもあるのでしょうかけれども、12月末ということであれば、何もここでお盆前とか、専決処分をしてまでやる必要がなかったのではないかというふうに思います。

一部、説明をいただいたときにも、臨時会でやるべきだというような意見も出ていたというお話も伺っていますが、その辺についてちょっと考え方をこの2点についてお聞かせいただきたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目、市内経済。時期尚早ではないかという――2か月で約1億円が流通して、そこにまた総額3億2,000万円相当をということであります。先ほど永井議員のときにも申しましたけれども、飲食・宿泊で総額2億円を流通させて、本来であれば宿泊、またGOTキャンペーン前倒しに合わせて、市内に県外からの流通させるお金があったはずですが、そこが市外から来なくなる。やはり経済が日々流れている中で、どこでうちのほうとして手を打ったらいいか、これはもう本当に結構ばくちに近い部分があるかもしれません。その流れを読んだ中で、お盆前に第2弾を追加発行するべきだというふうに判断した結果がこれです。もう少し県外からのお客様が、移動が来れば違った方法もあったかもしれません。

ただ、そこでまた市内の力をお借りしていくというときに、その中で先ほど言ったように、市民感情を、反省点も踏まえた中で全世帯に行く。そうすると予定していた総額の中でいくと、1件4冊が今の予算内で動かせる範囲かなというところがあります。そこが総額3億2,000万円ということになります。ここを急がないで、臨時会を開くほうがいいのかということもありました。ただ、それが議会新型コロナウイルス感染症対策連絡会議の中で、皆さんのほうから会派長から承認いただいたというふうに私たちは思っています。これは私が持つべきところではないかもしれませんが、そういう形で承諾を得ましたので、専決処分にさせていただいたということになります。

2点目の販売。盆前というのは先ほども申しましたけれども、やはりお盆前にやる、12月までである中で盆前というのはちょっと早いのではないかということになりますが、やはり今、2か月で1億円が流通している。これは平成27年も消費税増税のときにプレミアム商品券をやったのですけれども、7か月ぐらいかけてやっと1億円弱。プレミアム率も違うのですけれども、そこから考えると、総額5億2,000万円相当を市内で流通させるということになると、やはり一定程度の期間は必ず必要になってきます。2か月で全部できるかといったら無理ですので、年内まで期間を設けた中で第1弾が1億円流通した。

そしてそこで次、お盆でまた流通する部分が出てくると思います。そこら辺は先ほど永井議員にまた戻りますけれども、やはりそこから今度は経済がどの程度波及効果を出していくか。ここはやはり私たちが分析するべき場所ですので、そこら辺はかなり留意して注視したいと思っております。

ちょっと答弁漏れがあったら、またご指摘ください。

○議長 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 まず、1点目の3億2,000万円の根拠ですけれども、また1万6,000件に予算内だと4冊というような話です。そうすると当初、経済対策で生活支援策ではないと思うのです。そうすると3億2,000万円というのは、例えば2億円の政策を打って、それでもまだ飲食・宿泊のときの支援が足りないということではなくて、全世帯に売るには4冊で売ると3億2,000万円という、それが根拠ということですか。そうすると、全く政策としての意味が違ってくると思うのですけれども。

それはやはり何で——それとこの前ちょっと件数をお聞きしたら、ほとんど宿泊には回っていないということです。やはり飲食と宿泊は、本当に経営が困難になるほどの影響を受けている。それで実際にやってみたら宿泊施設のほうにほとんど行っていないということであれば、例えば県がやっていた県内の宿泊について県が補助するとか、そこに例えば県内の人があれば、南魚沼市は市がプラスして補助しますよとかということで、インセンティブを与えてやるとかいろいろな方法があると思うのです。

全戸の売るために3億2,000万円の発行が必要だったということになると、経済支援と生活支援と全く政策として違ってくると思うのですけれども、そこをもう一度、私の聞き方がそれでいいのかどうなのか、教えていただきたいと思います。

それから、12月末ということですが、12月末で一定の期間でということであれば、やはり議会新型コロナウイルス感染症対策連絡会議でも承認を受けたというお話もありましたが、そういう会ではないということは明らかです。その中でも全員が専決処分がいいということではなくて、臨時議会でやるべきだという意見もあったわけですから、そこをなかなか理由にされてもちょっと困ると思うのですけれども、その辺もう一つお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ありがとうございます。いろいろご指摘いただいているところはもっともなところもあるし、ちょっと見解が違ふところもあります。

まずはあのときの状況です。私が一番びっくりしたと思っている者です。もちろん政策は、私が最終的な責任者ですから。ちょっと想像を超えていたという状況でした。そして一番思ったのは、やはり市民による市民を助けようという気持ちの表れもあったのです。第1弾のものです。

もう一つ思ったのは購買力です。そして買えなかったという声が圧倒的だったのです。それは皆さんの耳にも届いていると思います。そういう中で当初は経済対策であることは間違いありません。なので、プレミアム付きという券のやり方を選びました。

しかし、7月4日ないし5日、6日のあの状況を見ると、もう既にお買えないという声のほうが大きかった。これについては政策転換と言ってしまえばそれまでですが、これは我々が想定したものを超えてしまったという判断。その判断を基に議会の新型コロナウイルス感染症対策連絡会議でお話もさせていただいて、専決処分でもいいかどうかというのは——ちょ

っとごめんなさい。専決処分をするのは私の権限でありますので、本来は事前協議だから、ああいうことをやってもいけないのです。

しかし、このコロナ禍の問題だけは、全てのことを執行部と議会という、そういう立場の立ち位置だけでいいのだろうかということ、これについてはかなり心を砕いていろいろな協議を、皆さんと事前協議に当たることをさせていただき、新型コロナウイルスの対応をしてきた。その中でいろいろな至らない点も多かったと思いますが、顕著に表れたのがプレミアム付き飲食・宿泊券問題でした。これについては大変冒頭からも言っているとおり、猛省すべきはあるのですが、その中で時間軸的に考えて、とにかく大変なクレーム、批判もあったけれども、再発行せよという声もいっぱいあったことも事実です。

これらを鑑みて、いち早くこの状態を何とか——これは市民のために、そして市民の皆さんの本当に困った部分のところのために何とかしようと思ってやったことでした。その気持ちが変わる方向になることを、私としては恐れもしましたし、そうあつてはいけないという思いの中から、これは、一日も早くもう一度力を借りる形をとって、そして買いたいと思う方には全て行き渡るやり方をやろうということから始まり、では何枚かといったときに、10枚買えるというやり方は果たしていかなものか。これは本来はプレミアム券というのは並んで買うものです。しかし、今回は並んだ方々が全く買えなかったという状況が生まれてしまった。なので、10冊ということにはちょっといささか問題があり、そして予算上も多額になりますので、そういう意味で一体何冊がいいのかということも含めて考えた結果、4冊を上限にということとさせていただき、やった。

なので、当初の第1弾とは中身がまるで違うものになってしまった。目的は一緒ですけれども、先ほど言った経済波及効果という名の中で、必ずさらに広がりを見せていこうという確信も含めて、市民の購買力がある中でそれをお借りしようということと進めさせてもらった結果である。

お盆を前にして、結果的にはお盆にも私どもの子供たちも帰ってこられませんでした。多くの市民の子供たちが帰ってこなかったと思います。そういう状況はその後の時間軸の中でそうだった。しかし、当初は非常事態宣言等も解除され、徐々にまた感染が広がりましたけれども、そういうちょうど、どつぼにはまったような時期ではなくて、お盆には子供たちも帰ってくるぞという状況下の中、想定できる中でこれらのところについて、お盆前の発行が何よりも急がれるのではないかというような判断であった。

その後のことは何でも言えます。その後、感染が広がったわけですから、お盆前にやることはなかったではないかということと言えるのですけれども、あの時点ではそういう判断ではなく進めたということが、私は正直なところを申し上げているので、そういうふうにご意見をいただきたいと思います。

とにかく数週間、我々としては目も開けていられないような様々なご批判や電話も鳴りっぱなしというところで、担当課は疲弊し切ったという状況でしたけれども、よくぞ持ちこたえて、でも、結果的にはいろいろな声がありましたけれども、多くの方から今、ここに来て、

あのことで救われたと思っている人たちからの声も聞こえ始めていることも事実です。いろいろご批判もありましょうが、そういう中で進めさせてもらったという結果であるとは私思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 本日の会議時間につきましては、日程第 15、第 25 号報告の終了までとしたいと思っておりますので、あらかじめ 5 時を経過するというをご了解願います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 いろいろ同僚議員から質問していただきまして、重複するところはなるべく避けたいと思っておりますけれども。特に永井議員、梅沢議員が言ったところが、やはり今回の一番の問題点かというふうなことで、十分納得できる答弁が私としては得られませんでした。が、同じことは繰り返しません。1 点だけちょっとお聞きしたいのですけれども、今回、専決処分という形をとりました。私ども市民クラブは、専決処分ではなくて臨時議会でというようなことで意見も出したわけですけれども、専決処分になりました。まず、この専決処分にした法的根拠ですかね。どこによって専決処分を市長はなされたのかというところを、まず確認させていただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 地方自治法によるものですから、必要があれば専決はさせてもらう。簡単に言えばそういうことでしょうか。しかし、ちょっと言わせてもらいますけれども、あの時点で先ほどから言っている議会の新型コロナウイルス感染症対策連絡会議の中でも、確かにそういう意見もありました。しかし、最終的に私が席を立つ、終わる瞬間には、みんながそれでいいではないかと言ったのです。そういうこともあったけれども、そういう意見もあったということなら私も分かるのだけれども、何か我々だけが全部勝手にやったみたいなの——それは専決処分なので勝手にやっているのですけれども。しかし、そうだけではないではないですか。そういうところをちゃんと説明してもらわないと、話が独り歩きしますよ。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 そう言われれば、ここに地方自治法第 179 条第 1 項の規定においてと書いてありますので地方自治法ですよ。第 179 条第 1 項というのは、私も今回、調べたのです。地方自治法というのは、昭和 22 年に制定されて、当初から 4 つの項目について専決処分ができるとなっているのです。その中の一つが、議会の招集する暇がなかったときにできると。多分、市長はこのことを捉えて言っているのだと思うのですけれども、実はこれは非常に問題がありまして、平成 18 年に本来の趣旨に即した要件の明確化を図らなければならないということで、平成 18 年に改正がありました。ここの、暇がないときに開ける、というところが、特に緊急を要するため議会の招集する時間の余裕がないことが明らかな場合に専決処分できるようになったのです。

執行部の皆さんは、平成 18 年の頃は管理職、重要な部署にいたと思っております。この改正は承知しているのだと思っておりますけれども、そこが問題なのでこういう改正になったのです。だから、専決処分というのはそんなに簡単ではないのです。

そのときに必要で緊急で、そしてこれが明らかに必要だと。今、専決処分しなければ駄目だと。例えば災害とか、そういうときにちゃんと使ってやるのだよということが、平成18年に明確化されたのです。私たちは法令遵守する立場にあるのですから。平成18年はつい最近です、私が議員になってからですから。

それを、こう言うのは失礼ですけれども、割と軽く考えられて、私たちもそこら辺があるので臨時議会で、ということをしなから、市長は専決処分は私の権限ですからというふうに言いますけれども、こういうふうな縛りが新たについているのです。そこをきちんとわきまえてやっていただかないと、私ども議会の中ではなかなか議論が進まないし、そういうふうに言い切ってもらっても私は困るわけですから、この辺の考え方をちょっとお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 今ほどの平成18年のことは、もちろん市長である私はよく存じておりますし、専決権というものについても私も非常に調べています。本来はそうすべきではないことのほうが多いです。できればそう思います。

しかし、今回は私としては、開くいとまがないとか、そういうことを言うと全部言い訳になるので言にくいのですが、実はあの状況は——私は過去、南魚沼市がこれほどやはり市民の一部の信頼を——今後もきちんとやっていくためには、どうしても早い段階の発表が必要だったということから、私としては緊急性を非常に感じた。しかも、それを専らの権利として専決処分という形でいきなりどんとやったわけではなくて、これまで何度も会議に私も含めて出させていただいてやってきた、議会に設置されている、新型コロナウイルス感染症対策連絡会議の中において、こういうことをやらせてもらいたい、専決処分でもいいかという話までして決めた。なので、少しニュアンスが違うのではないかと私は思います。

今回のものは反省すべきはあるかと思いますが、決して専決権の濫用とか、そういうことは考えておりませんけれども、今回、私は非常に早い段階で市民の皆さんに再発行のことを言わない限り、なかなかこの事態は収まらないという判断をさせてもらったということでありますので、議会新型コロナウイルス感染症対策連絡会議も至急開いていただき、やらせていただいたという結末であります。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今の答弁はずっと繰り返しお答えいただいているので、その部分は大変私も理解しているのです。ただ、問題は、議会新型コロナウイルス感染症対策連絡会議の中で承認をいただいた、いただかない、ではない。根本——地方自治法の根本。そこ自体がきちんとした形でなければ、専決処分は駄目ですよと言っているのです。もし、承認をいただくのであれば、議会新型コロナウイルス感染症対策連絡会議ではないですよ、国です。法律。そこに照らしてどうかということ、私らは考えなければならない。だから、私らは臨時会で。

ましてや最初の第1弾のときと第2弾のときと、市長は言いましたよね。最初は経済循環

だと。今度はちょっと様子が変わってきたのだと。別物になったと。だったら、なおさら臨時議会が必要だったのではないですか。繰り返すようですけども、専決処分というのはそんなに——どこかで議会の人がいいと言ったよ、それでは駄目なのですよ。そういうことを言い始めれば、どんどん専決処分なんていうのは広がってしまうのです。私はそこが一番怖い。だから、私は言っているのですけれども、もう一度答弁がありましたら、お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 おっしゃるとおりだと思っています。なので——ただ、私の言葉がちょっと足りなかったかもしれませんが、議会新型コロナウイルス感染症対策連絡会議で承認を得たという言い方は、私はそういう意識はありません。説明を申し上げ、でも、おおむねの皆さんから、そうであればということはいただいたと思っています。承認する場ではありませんから。そこはよく分かっています。しかし、そういうことでやらせてもらう。

あとは専決処分をすれば、責任は自分にかかるわけで、今日ここで認められない限りは、全員一致の認められないという形になりますので、それは責任上、当たり前を持ちながらやらせてもらっておりますので、あとは皆さんのご判断ということになります。

〔「14番」と叫ぶ者あり〕

○議 長 終わりました。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 専決処分の話を何回もして申し訳ないのですが、第1弾のときに私も不公平が生まれるのではないかと。市長は、いや、売れ残りのほうが心配だというような話をし、そのときに予算は1億円ですよ。これが1億6,000万円で、いろいろ話を聞いても、これだけのことになったのだから、臨時会を開いて論議をしてもいいのではないかと。そういう時間が本当になかったのか。

第1弾のときは6月議会が終わって、すぐまた臨時会を開いたわけです。ですから、その辺、なぜ開けなかったというか、開けなかったのかというところが、いまいち理解できない。本当にそういう重要なことであれば、十分開くことはできたのではないかと。この間の今のやり取りを聞いていても、そこがどうも納得がいかない。開くつもりがあれば、開けたのではないかと私は思えるのですが、その辺、1点だけお願いします。

○議 長 同じ質問なのですが……。

市長。

○市 長 お気持ちはよく分かりますが、先ほど申し述べたとおりであります。「今となっては」ということは使えない言葉だと私は思っています。責任は私に全てありますので、あとは皆さんのご判断を仰ぎたいと思います。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 初回のときの中沢道夫議員の質問のところでの議事録が公開されたので、その中でどうしても私は納得がいけないのがあるのです。先ほどもちらっと触れましたが、そのときの答弁がこれなのです。「給付金は最大限、公平感というものが一番先に来なけ

ればならない。しかし、これは」——これというのは多分プレミアム付き飲食・宿泊券のことですが——「公平感というのが先に立たないのです」と。「購入における公平感というものではない」と。ちょっと読みますが、「買える人はぜひお金を出して、そういう力によって市内の景気を上げていこう」と、こういう趣旨だと、こういうことです。それはさっきからずっと聞いています。

ただ、今回の発行は、はがきをまず出しています。この考え方とちょっと整合性がとれない形です。公平感ではないと言って、このとき言い切っているのです。その辺をひとつやはりきちんと説明をして、いや、それはいろいろの買えなかった人の苦情と申しますか、意見が多かったというのもさっきから聞いていますけれども、公式な議事録にこう書いてあるわけでありますので、やはりきちんとした言い訳と申しますか、を頂いておいたほうがいいかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ありがとうございます。その議事録は最初に第1弾をやるときの会議における議事録ですよ。本当にそのとおりです。今もそう思っています。プレミアム付き飲食・宿泊券というのは、もともとは全部に給付金型ではなくて、そのときも答弁していますが、やはり、そういう意味で公平ではないのですよ、と。やり方や手続は公平でなければいけないのです。いけないのですが、買うこと自体については、本当は買える方が——要するに倍になるわけです。今回のプレミアム率100%ですから。それをもって景気を促すための券でありますので、全部一律に同じように届くという形の公平さはありません、という話をしたと思います。

第2弾目は、先ほど梅沢議員のほうにお答えをしたとおり、本当はそういう気持ちはずっとあるのですけれども、このたびの事態はそれををはるかに超えてしまった。これは実は何度もホームページ上でも、言い訳と申しますか、本当の見解を述べています。その点についてはお詫びもしています。

やったこと自体が、景気を促すこと自体が悪かったということではなくて、方法として我々が想定もできなかったところが——これはいろいろなことを言われても、本当だったのでしようがありません。そこを言い訳するつもりもありませんが、しかし、第1弾で7月4日以降起きたことは、これだけの方が買えるという状況を、我々がしんしゃくできなかったという点に問題があったわけなので、これは給付型と言われてもしようがありませんが、皆さんが買える、そして密を作らない。最初からそういう配慮ができていればもっとよかったのかもしれないけれども、今言っても致し方ありません。

第2弾としてはそういうやり方で、当初の本当の意味のプレミアム券という扱いではなく、給付型に近い形でのやり方に、もう一度改めたというのが本音のところであります。それをたがうことはないと思いますので、これは責任を持って私が答弁させていただきたいと思います。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 明確に変更したということというふうに理解をします。

以上です。

○議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は、第 25 号報告 専決処分した事件の承認について、反対と
いますか、不承認の立場で討論に参加をさせていただきます。ここで不承認になった、な
らないに関係なく、効果というのは変わらないのですけれども、先ほど言いましたように、
専決処分でやったというところに、私は議会人として非常に今後のことも懸念しながら反対
をさせていただきたいというふうに思います。

専決処分をするということは、非常に重いことなのです。本来は議会を通してやらなければ
ならない。その中で4つだけ市長に専決処分が認められている。これはその一つなのです。
議会を招集する暇がない。それは平成 18 年まで。先ほど言いました。それ以降はその要件を
明確化するために、緊急であること。そしてまた、そういう要件が明確であることが追加さ
れた、そういうときに専決処分ができるということになったわけでありますから、今回の議
案に対して緊急ということはどういうことかと言いますと、最初やった 2 億円、経済効果 2
億円のもの、ああ、とても駄目だった、足りなかった。まだ経済を回復しなければならない。
あと 3 億 2,000 万円追加しよう、ものすごい緊急だ。そういうとき、そういう内容であ
れば、それはいいとも思うのです。そういう検証もなくして 3 億 2,000 万円を出さなければな
らないというのは、緊急性がない。

ここで臨時議会を開いて一週間遅れても、早いほうにこしたことはないですけれども、そ
れは大きな問題ではない。むしろそういう議会と執行部といますか、法令遵守という立場
を貫く、そのことのほうが私は大事だと思います。

こういう専決処分のやり方をここで悪い例を作っては、今後のことにも非常に私は影響が
大きいというふうに思います。そこら辺も含めまして、当然いろいろな議員が質問したとこ
ろに、私も納得いかないところはいっぱいあるのですけれども、その 1 点を特に重視して、
今回の専決処分した事件の承認については、反対をしたいと思います。先ほど言いましたよ
うに、これが不承認になっても、効果がどう変わるわけではありませんけれども、議会の立
場を守るために、多くの皆さんのご賛同をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 第 25 号報告について、賛成の立場で討論に参加します。今ほど言われた佐

藤議員ですけれども、多分、平成 18 年からという井口市政からもそうですが、専決処分は
かなりあったと思います。その中で、今こうして言ったということが、こういうときで、ど
ういうことであれなのかなというふうに思うのと、非常に私はこの——今の専決処分をやっ
たということは、議会との話の中で市民からの声がすごく多かった。買えなかった人からプ
レミアム付き飲食・宿泊券を出してくれ、こういう声がすごく行政に届いたのだと思います。

今までの会議の中、確かにあのとき、私も議会新型コロナウイルス感染症対策連絡会議に
出ていましたけれども、臨時議会でもいいのではないかと、専決処分でなくてもいいのではな
いかというような、議員もそうですし、執行部もそういう考えがあったと思います。けれど
も、長く議論する中でそういうふうに変わってきたのだろうと。

今ほど佐藤さんの言われた意味も分かるのですけれども、そういう考えが多かったのだら
うと私としては思います。今、学校のこともこれは一緒に議論しているわけで、専決処分で
なければいけなかった部分というの、そういう部分にもかかってくるのだと思っています。

多分、8月11日に販売するということが分かってからの市民の声というのは、行政に逆に
電話がかかってこなかったのではないかと考えていますけれども、第1弾と第2弾が逆であ
れば、もっとすごくよかったのかなというふうに思っています。

また、みなみ魚沼農協の不祥事というのがありましたので、そういうことを踏まえて——
また、それもどんどん後から分かってきたほうが多くて、そういう中でやることを行政は決
めたのだと思っています。

ぜひ、賛成を皆さんからしていただいて、市民の声が大きかったということに賛成をして
いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 反対の立場で討論に参加します。今ほど塩谷議員のほうも言われましたけ
れども、追加発行と初回が別、要するに手法が逆だったほうがもっとよかったのではないか
と、こういう話をしております。また、このプレミアム付き飲食・宿泊券について、私はプレ
ミアム率 100%というのがこういった問題を、あるいは売行きの問題等に影響したというふ
うに考えています。

そうした中で新潟市が記事に出たと思うのですけれども、非常に希望が多くて、あれはプ
レミアム率 30%ぐらいだったと思うのですが、全ての希望者に渡るように、確か倍に増刷し
て発行するといったやり方でやったようであります。

そうした中で先ほども市長が持論を申されましたけれども、私はやはり初回に購入しな
かった方——ほぼ 1 万 7,000 世帯だと思うのですけれども、買えない人とみなして、そこに引
換券を配ったということでもあります。私は買えなかった人の動向というのは、この売行きで
かなり分かるものだというふうに思います。ですから、初回のような状況が本当に生まれる
のかどうか。1 万 7,000 世帯が本当にこぞって買うのかとどうかという辺りは、非常に興味
があるところでありますし、関心を持つところであります。

ですから、買えなかった人のためにこういう措置をとったということであるならば、その売行きを見て——初回にはほぼ 10.3 冊平均で買っています。ですから、そういう人たちには今回はご遠慮願ったほうがよいのではないかという立場ですが、そこまでの議論が当時の議会新型コロナウイルス感染症対策連絡会議ではありませんでした。やはり今、市中を私が回って見ている、1 回買った人に何でまた売ると。こういう意見は非常に皆さんも聞いているかと思います。そういう点からしてみても、税金をやはりもうここでほかに向けられるような、残す形も、一つの考え方ではないかというふうに思ったもので、反対の意見とさせていただきます。

以上です。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

19 番・関常幸君。

○関 常幸君 賛成の立場で討論に参加いたします。国難といわれている新型コロナウイルスです。どの政策でも 100%ということはありません。新型コロナウイルスが影響していると私は思いますが、一国の総理大臣が退陣をするというふうな国難であります。

そこで、佐藤議員は、議会のために、と言いましたが、私は 5 万 8,000 人の市民のために、市長がリーダーシップをとって専決処分をする。これはいろいろな考えがあります。その市長のリーダーシップの提案に対して、専決処分については賛成をいたしますので、議員諸氏もよろしくお願いをしたいと思います。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 会派 1 人です。もう佐藤議員がやっております。討論については会派 1 人というふうになります。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 25 号報告 専決処分した事件の承認について（令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 6 号））、本件は提出のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数。よって、第 25 号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

次の本会議は、明日 9 月 1 日火曜日、午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

[午後 5 時 21 分]